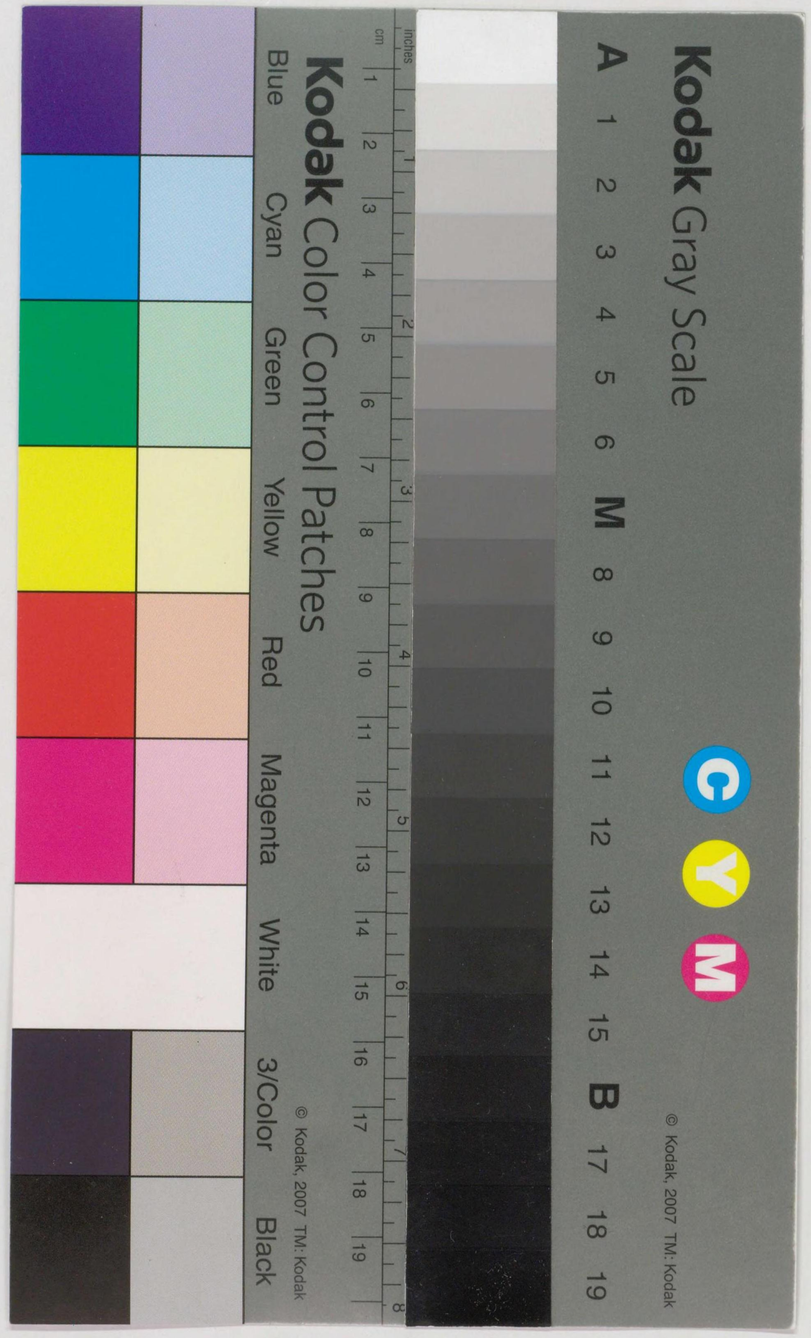

郵便料金関係資料
昭和39年3月
国立国会図書館

エト4M-77

郵便料金関係資料

昭和39年3月

郵政省

郵務局業務課

693.1
Y995y3

640250

目　次

Ⅰ　郵便料金の変遷……1
変遷の概況……1
通常郵便物の部……7
1.　第1種郵便物……7
2.　第2種郵便物……13
3.　第3種郵便物……15
4.　第4種郵便物……21
5.　第5種郵便物……25
小包郵便物の部……26
別表（小包郵便物料金地帯表）……32
特殊取扱の部……33
1.　書留料……33
2.　価格表記（保険扱）料……35
3.　速達料……39
4.　航空料……42
5.　別配達料……44
6.　引受時刻証明料……47
7.　配達証明料……48
8.　内容証明料……49
9.　代金引換料……52
10.　特別送達料……54
Ⅱ　郵便物数の変遷……55
Ⅲ　各国郵便料金等比較表……70

I 郵便料金の変遷　　変　遷　の　概　況（普通通常）

施行年月日＼種類別	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	摘要
明治 4. 3. 1	有封書状：5匁迄 最低100文 最高1,500文／以上5匁迄毎に 半通分					太政官郵便規則制定あて地別料金制
明治 4. 12. 5	同上：2匁迄毎に 25里以内 100文／50里〃 200文／100里〃 300文／200里〃 400文／200里以上 500文		太政官その他の日誌並びに新聞紙：目方に拘らず 50里以内 48文／100里〃 100文／200里〃 148文／200里以上 200文	書籍類並びに見本品：16匁迄毎に 50里以内 48文／100里〃 100文／200里〃 148文／200里以上 200文		里程別料金制
明治 5. 7. 1	同上：4匁迄毎に 25里以内 1錢／50里〃 2錢／100里〃 3錢／200里〃 4錢／200里以上 5錢		同上：目方に拘らず 50里以内 半錢／100里〃 1錢／200里〃 1錢半／200里以上 2錢	同上：16匁迄毎に 50里以内 半錢／100里〃 1錢／200里〃 1錢半／200里以上 2錢		料金を錢に改める
明治 6. 4. 1	同上：2匁迄毎に 市内 1錢／市外 2錢		太政官、その他の日誌、公文書及び駅逓頭より逓送免許を得た新聞紙並びに物価公報：1号1部 目方に拘らず 市内 半錢／市外 1錢	同上：8匁迄毎に 市内 1錢／市外 2錢		全国均一料金制
明治 6. 12. 1		郵便はがき：市内 半錢／市外 1錢				
明治 7. 1. 1	有封書状：同上／無封書状：上記金額の半額		同上：1号1部 目方に拘らず 1錢／2号2部以上1束 16匁迄毎に 2錢／地方庁よりその管内に領布する公文書印刷物及び市内往復の新聞紙：上記金額の半額			無封書状は官民間往復開封の公用書状
明治11. 1. 1	有封書状：同上／無封書状：3匁迄毎に 1錢					
明治12. 1. 1		郵便はがき：市内及び地方官民間往復管内用 5厘／市外 1錢				
明治13. 1. 1	有封書状：同上／無封書状：同上（地方郵便と称する）					
明治16. 1. 1	筆書した書状（他の種類の郵便物に該当しないものを含む）：2匁迄毎に 2錢／印刷書状（無封書状）：右以外のもの／盲人用点字のもの／郵便はがき：通常はがき 1錢／往復はがき／封かんはがき／毎月1回以上刊行する定期刊行物：1号1箇 16匁迄毎に 1錢／2号2箇以上1束 16匁迄毎に 2錢／差出人又は売さばき人から差し出される日刊の新聞紙通信及び官報でその1部又は1日分／盲人用点字の定期刊行物			書籍印刷物業務用書類写真書画絵図商品の見本及びひな形等：8匁迄毎に 2錢／盲人用点字の書籍印刷物業務用書類／低料約束郵便の承認を受けた印刷物：右以外のもの／盲人用点字のもの／農産物種子		郵便条例制定種別を第一種より第四種まで設定
明治18. 1. 1		1錢 2錢				
明治22. 10. 1			1号1箇 16匁迄毎に 5厘／2号2箇以上1束 16匁迄毎に 1錢	3匁迄毎に 2錢／30匁迄毎に 2錢		この時の第五種は法規上は第四種に含まれていた

変遷の概況（普通通常）

施行年月日 ＼ 種類別	第一種			第二種			第三種			第四種				第五種	摘要
明治28. 4. 7														30匁迄毎に 1錢	
明治32. 4. 1	4匁迄毎に 3錢			1錢5厘	3錢										
明治33. 10. 1						3錢	1号1箇	20匁迄毎に 5厘							
							2号又は2以上1箇束	20匁迄毎に 1錢							
明治40. 4. 1		10匁迄毎に 2錢													
明治40. 9. 1															
大正 6. 7. 15															40匁迄毎に 5厘
大正15. 9. 7									30匁迄毎に 5厘						150匁迄毎に 5厘
昭和 6. 8. 1	15瓦迄毎に 3錢	35瓦迄毎に 2錢					75瓦迄毎に 5厘		110瓦迄5厘 以上75瓦迄毎に 5厘						550瓦迄毎に 5厘
昭和12. 4. 1	20瓦迄毎に 4錢	120瓦迄毎に 3錢		2錢	4錢	4錢	60瓦迄毎に 5厘		120瓦迄 5厘 以上60瓦迄毎に 5厘						600瓦迄毎に 5厘
昭和13. 5. 1		120瓦迄毎に 3錢	600瓦迄毎に 5厘												廃止
昭和17. 4. 1	20瓦迄毎に 5錢	100瓦迄毎に 4錢	1瓩迄毎に 1錢			5錢	100瓦迄毎に 1錢		200瓦迄毎に 1錢 以上10瓦迄毎に 1錢						
昭和19. 4. 1	20瓦迄毎に 7錢	100瓦迄毎に 6錢		3錢	6錢	7錢	100瓦迄毎に 2錢		100瓦迄毎に 1錢						
昭和20. 4. 1	20瓦迄毎に 10錢	100瓦迄毎に 10錢	1瓩迄毎に 3錢	5錢	10錢	10錢	100瓦迄毎に 5錢		100瓦迄毎に 3錢						
昭和21. 7. 25	20瓦迄毎に 30錢	100瓦迄毎に 30錢	1瓩迄毎に 5錢	15錢	30錢	30錢	100瓦迄毎に 15錢		100瓦迄毎に 5錢						
昭和22. 4. 1	20瓦迄毎に 1円20錢	100瓦迄毎に 1円20錢	1瓩迄毎に 15錢	50錢	1円	1円20錢	第三種郵便物の認可のある定期刊行物								
							右以外のもの		毎月3回以上発行する新聞紙、官報で、発行人又は売りさばき人から差出されるその1日分又は1部						
							100瓦迄毎に 50錢		100瓦迄毎に 15錢						
昭和23. 1. 1	1. 筆書した書状を内容としたもの 2. 郵便切手、収入印紙及び貨幣等の証票、証券及び証書を内容としたもの 3. 他の種類に該当しないもの			通常はがき	往復はがき	廃止									
	20瓦迄毎に 1円20錢			50錢	1円										
昭和23. 7. 10	20瓦迄毎に 5円			2円	4円		100瓦迄毎に 2円		100瓦迄毎に 50錢						
昭和24. 5. 1	20瓦迄毎に 8円		簡易書簡 9円				100瓦迄毎に 3円		100瓦迄毎に 80錢						
昭和26. 11. 1	1. 筆書した書状を内容としたもの 2. 開封としないもの		簡易書簡	通常はがき	往復はがき	小包はがき	100瓦迄毎に 4円		100瓦迄毎に 1円						
	20瓦迄毎に 10円		11円	5円	10円	6円									
昭和36. 6. 1							100瓦迄毎に 6円		100瓦迄毎に 2円						

第四種				第五種	摘要
				30匁迄毎に 1錢	
		30匁迄毎に 1錢			
	50匁迄毎に 2錢	30匁迄毎に 1錢	50匁迄毎に 1錢		
	150匁迄毎に 1錢	30匁迄毎に 1錢	100匁迄毎に 5厘		
110瓦迄毎に 2錢	550瓦迄毎に 1錢	110瓦迄毎に 1錢	350瓦迄毎に 5厘	110瓦迄毎に 2錢	重量を瓦に改む
120瓦迄毎に 3錢	600瓦迄毎に 5厘	120瓦迄毎に 1錢5厘		120瓦迄毎に 1錢	
					旧郵便規則制定
100瓦迄毎に 4錢	1瓩迄毎に 1錢			100瓦迄毎に 1錢	
100瓦迄毎に 6錢					
100瓦迄毎に 10錢	1瓩迄毎に 3錢			100瓦迄毎に 3錢	
100瓦迄毎に 30錢	1瓩迄毎に 5錢			100瓦迄毎に 5錢	
100瓦迄毎に 1円20錢	1瓩迄毎に 15錢			100瓦迄毎に 15錢	
1. 印刷物 2. 業務用書類 3. 写真、書画及び図 4. 商品の見本及びひな形、学術上の標本				1. 農業又は林業の用に供される植物植子等 2. 蚕種、家きんの卵 3. 官公署相互間に発受する食料の標本	新郵便法制定
右以外のもの		盲人用点字のもの			
100瓦迄毎に 1円20錢		1瓩迄毎に 15錢		100瓦迄毎に 15錢	
100瓦迄毎に 4円		1瓩迄毎に 50錢		100瓦迄毎に 50錢	
右以外のもの 〃 6円	通信教育のためのもの 〃 3円	1瓩迄毎に 80錢		100瓦迄毎に 1円	簡易書簡は昭和24年11月1日設定された
農産物種子 100瓦迄毎に 2円	通信教育のためのもの 〃 4円	1瓩迄毎に 1円		印刷物、業務用書類等従来の第4種郵便物及び第1種乃至第4種に属しないもので開封したもの	小包葉書は昭和26年6月1日に設定され料金3円
				100瓦迄毎に 8円	市内特別 100瓦まで 5円 又年賀郵便葉書は4円とされた
		1. 盲人用点字のもの 2. 盲人用録音物 3. 点字用紙 無料		50瓦迄毎に 10円	50瓦迄毎に 8円（ただし 100瓦迄） 料金受取人払い郵便物は、郵便物の種類による料金に1通につき2円を加算した額

変遷の概況（普通小包）

施行年月日	配達地別	料金		重量制限
明治 25. 10. 1	最低料金（20里以内200匁まで）		6銭	1貫500匁（距離により10地帯、重量により7段階に分けられている）
明治 29. 7. 1	最低料金（10里以内200匁まで）		5銭	〃（距離により3地帯、重量により7段階に分けられている）
明治 35. 12. 16	同一郵便区内		5銭	1貫600匁
	その他	200匁迄	10銭	
		400匁迄	15銭	
		600匁迄	20銭	
		900匁迄	30銭	
		1貫200匁迄	40銭	
		1貫600匁迄	50銭	
明治 40. 4. 1	同一郵便区市内		4銭	
	その他	200匁迄	8銭	〃
		以上200匁迄毎	4銭	
大正 8. 4. 15	同一郵便区市内		6銭	
	その他	200匁迄	12銭	〃
		以上200匁迄毎	6銭	
昭和 6. 8. 1	同一郵便区市内		6銭	
	その他	500瓦迄	10銭	6瓩
		1瓩迄	14銭	
		以上1瓩迄毎	8銭	
昭和 15. 11. 16	全国	500瓦迄	10銭	4瓩
		1瓩迄	14銭	
		以上1瓩迄毎	8銭	
昭和 17. 4. 1	〃	500瓦迄	15銭	〃
		1瓩迄	20銭	
		以上1瓩迄毎	10銭	
昭和 19. 4. 1	〃	1瓩迄	30銭	〃
		以上1瓩迄毎	20銭	
昭和 20. 4. 1	〃	2瓩迄	50銭	〃
		4瓩迄	1円	
昭和 21. 5. 6	〃	2瓩迄	1円50銭	〃
		4瓩迄	2円50銭	
昭和 22. 4. 1	〃	2瓩迄	5円	〃
		4瓩迄	8円	
昭和 23. 1. 1	六大都市各市内間	2瓩迄	3円	4瓩（但し、特別の場合は20瓩まで）
		以上2瓩迄毎	2円	
	その他	2瓩迄	5円	
		以上2瓩迄毎	3円	
昭和 23. 7. 10	六大都市各市内間	2瓩迄	12円	〃
		以上2瓩迄毎	8円	
	その他	2瓩迄	20円	〃
		以上2瓩迄毎	12円	
昭和 24. 5. 1	六大都市各市内間	2瓩迄	25円	〃
		以上2瓩迄毎	15円	
	その他	2瓩迄	35円	〃
		4瓩迄	55円	
		以上2瓩迄毎	15円	
昭和 26. 6. 1	第1地帯 市内	2瓩迄	25円	〃
		以上2瓩迄毎	15円	
	第1地帯 その他	2瓩迄	35円	〃
		以上2瓩迄毎	15円	
	第2地帯	2瓩迄	45円	〃
		以上2瓩迄毎	15円	
	第3地帯	2瓩迄	55円	〃
		以上2瓩迄毎	15円	

施行年月日	配達地別	料金		重量制限
昭和 26. 6. 1	第1地帯 市内	2瓩迄	30円	6瓩（但し、特別の場合は20瓩まで）
		以上2瓩迄毎	15円	
	第1地帯 その他	2瓩迄	50円	
		以上2瓩迄毎	15円	
	第2地帯	2瓩迄	65円	
		以上2瓩迄毎	15円	
	第3地帯	2瓩迄	85円	
		以上2瓩迄毎	15円	
昭和 28. 7. 5	第1地帯 市内	2瓩迄	30円	〃
		以上2瓩迄毎	15円	
	第1地帯 その他	2瓩迄	55円	〃
		以上2瓩迄毎	20円	
	第2地帯	2瓩迄	70円	〃
		以上2瓩迄毎	25円	
	第3地帯	2瓩迄	90円	〃
		以上2瓩迄毎	30円	
昭和 36. 6. 1	第1地帯 市内	2瓩迄	50円	〃（長さ、幅および厚さの合計が1米をこえるものについては、重量による料金の半額に相当する額を加えた金額）
		以上2瓩迄毎	20円	
	第1地帯 その他	2瓩迄	90円	〃
		以上2瓩迄毎	30円	
	第2地帯	2瓩迄	120円	〃
		以上2瓩迄毎	40円	
	第3地帯	2瓩迄	170円	〃
		以上2瓩迄毎	60円	

通常郵便物の部

1. 第1種郵便物

年月日および関係法令	事項
明治 4. 3. 1 (注1) 太政官および駅逓司布告 (無　号)	東京・京都・大阪および東海道各駅（注2）相互間に初めて新式郵便の取扱いを開始した。 当時は書状のみを取扱かつたが、料金は次のとおり。 1. 重量は5匁までを1通と定め、5匁以上のものは5匁までごとに半通分の料金を課す。 2. 東海道沿道各地より更に奥地（4.5里の地）へ送達するものは、重量にかかわらず1里以内は1通100文、それ以上は1里までごとに200文の割増し料金を課す。 3. 料金は相手地により異り1通の料金は次のとおり。（注3）

東京より あて地料金		西京（注4）より あて地料金		大阪より あて地料金	
川崎	100文(注5)	大阪	100文	西京	100文
横浜	200文	大津	100文	大津	200文
小田原	200文	津	300文	松阪	500文
静岡	500文	松阪	400文	津	400文
浜松	700文	四日市	300文	四日市	400文
豊橋	800文	大垣	500文	大垣	600文
岡崎	900文	名古屋	500文	名古屋	600文
名古屋	1貫 100文	岡崎	500文	岡崎	600文
大垣	1貫 200文	豊橋	600文	豊橋	700文
四日市	1貫 100文	浜松	700文	浜松	800文
津	1貫 300文	静岡	900文	静岡	1貫文
松阪	1貫 400文	小田原	1貫 100文	小田原	1貫 300文
大津	1貫 300文	横浜	1貫 400文	横浜	1貫 500文
西京	1貫 400文	川崎	1貫 300文	川崎	1貫 500文
大阪	1貫 500文	東京	1貫 400文	東京	1貫 500文

年月日および関係法令	事項
明治 4. 7. 15 駅逓司布告 (無　号)	東京横浜間および横浜よりその附近各地間に、東海道沿道相互間の郵便とは別個の郵便制度を創始した。 料金次のとおり。 1. 東京横浜間（注6） (1) 毎朝5時半に出発、それより3時間半以内に配達するもの。 1通5匁まで　248文 (2) 受付けた時間より一定の時間内に配達するもの。

配達までの時間	重量	料金
1時間 以内	30匁以内	1両1分
1時間半 〃	45匁 〃	1両
2時間 〃	60匁 〃	3分
2時間半 〃	75匁 〃	2分
3時間 〃	90匁 〃	1分2朱
3時間半 〃	100匁 〃	1分

2. 横浜より各地へ特使をもつて送達するもの。

地名	里程	料金
横須賀	7里半	4貫500文
浦賀	9里	5貫400文
八王子	12里	7貫200文
川越	20里	12貫文
桐生	33里	19貫800文
高崎	36里	21貫600文
甲府	36里	34貫600文
上田	57里	34貫200文

ただし夜行は2倍とする。

3. 横浜より附近町村に送達するもの。

里程	仕立（注7）	幸便（注8）
1里 以内	600文	100文
2里 〃	1貫200文	300文

年月日および関係法令	事項
	3里 〃　1貫800文　500文 4里 〃　2貫400文　700文 5里 〃　3貫文　900文
明治 4. 8. — 大蔵省達（無号）	東京横浜間の差込便（注9）の料金を次のとおりに定めた。 受付けの時間　配達日時　料金 前日夕七つ時より当日四つ時まで　其日届　48文（ただし金子入書状は従来どおり） 当日朝四つ時より夕七つ時まで　翌日届　同（ただし夜行のため金子入書状を扱わない）
4. 8. — 大蔵省達（無号）	大阪以西および以南の各地に対しても取り扱うこととし、料金を大阪までの料金に次の料金を附加することとした。（注10） 地名　賃銭　地名　賃銭 神戸　100文　高松　700文 岡山　500文　松山　900文 尾の道　800文　和歌山　200文 下の関　800文　堺　100文
4. 12. 5 駅逓寮達（無号）	東京長崎間の郵便の取扱いを開始した。 新料金制度次のとおり。 1. 重量2匁までごとに課金することとした。（注11） 2. 従来土地別に定められていた料金を、距離制に改め次のとおりとした。 差出地より　2匁までごとに　差出地より　2匁までごとに 25里以内　100文　200里以内　400文 50里 〃　200文　200里以上　500文 100里 〃　300文 3. 街道筋より遠隔地および街道筋であつても郵便取扱所のない地へあてるものは目方にかかわらず1通100文づつの割増料金を課する。
4. 12. — 駅逓寮達（無号）	従来2匁までごとに課金していたものを4匁までごとに課金することとした。

年月日および関係法令	事項
明治 5. 3. — 大蔵省布達（無号）	料金を初めて銭で定め次のとおりに改正した。 差出地より　4匁までごとに　差出地より　4匁までごとに 25里以内　1銭　200里以内　4銭 50里 〃　2銭　200里以上　5銭 100里 〃　3銭 ただし郵便取扱所のない地および街道より遠隔の地へあてるものは、目方にかかわらず1通につき1銭の割増料金を課す。
6. 4. 1 太政官布告第97号	料金を全国均一制とし（注12）、また市内郵便の制度を設けると共に（注13）料金を次のとおりとした。 またこの時から、郵便賃銭を郵便税と称することとした。 種類　目方　料金 市外　2匁までごとに（注14）　2銭 市内　〃　1銭 ただし郵便取扱所のない地あてのものは、目方にかかわらず1通につき1銭の割増料金を課す。
7. 1. 1 太政官布告第441号	地方官庁よりその管内人民への指令書および人民より官庁へ差し出す願書、伺書等を開き封で、その管内相互間に往復するものは、無封書状として、料金を普通の書状の半額とした。（注15）
11. 1. 1 太政官布告第84号	上記無封書状の料金を3匁までごとに1銭とした。
13. 1. 1 太政官布告第48号	上記無封書状を「地方郵便」と改称した。
16. 1. 1 太政官布告第59号	市内郵便および郵便取扱所のない地にあてる郵便の割増料金（注16）を廃し、全国すべて2匁までごとに2銭とした。 また地方郵便の制度を廃した。
32. 4. 1 法律第26号	重量4匁までごとに3銭に改めた。
40. 4. 1 省令第42号	印刷した無封の書状は「無封書状」として重量10匁までごとに2銭とした。
45. 4. 1 省令第16号	官公署が毎月1回以上同文のもの100通以上を継続して差し出し、1カ年の差し出数3万通以上であつて、同一市区町村に発着する無封の書状は、約束郵

年月日および関係法令	事項
	便として特に承認した場合に限り、重量10匁までごとに5厘とした。
昭和 6. 8. 1 法律第 4 号 省令第 21 号	匁で定められていた料金を「グラム」に改め、15グラムまでごとに3銭とした。 また無封書状の料金を35グラムまでごとに2銭とした。
12. 4. 1 法律第 2 号	料金をつぎのとおりに改正した。 1. 普通書状　20グラムまでごとに4銭 2. 無封書状　120グラムまでごとに3銭
13. 5. 1 省令第 25 号	盲人用点字は無封書状として扱うこととし、料金を600グラムまでごとに5厘とした。(注17)
17. 4. 1 法律第 80 号 省令第 18 号	料金を次のとおりに改正した。 1. 普通書状　20グラムまでごとに5銭 2. 印刷書状　100グラムまでごとに4銭 3. 盲人用点字　1キログラムまでごとに1銭
19. 4. 1 法律第 28 号 省令第 21 号	料金を次のとおりに改正した。 1. 普通書状　20グラムまでごとに7銭 2. 印刷書状　100グラムまでごとに6銭 3. 盲人用点字　従来どおり
20. 4. 1 法律第 29 号 省令第 13 号	料金を次のとおりに改正した。 1. 普通書状　20グラムまでごとに10銭 2. 印刷書状　100グラムまでごとに10銭 3. 盲人用点字　1キログラムまでごとに3銭
21. 7. 25 法律第 3 号 省令第 6 号	料金を次のとおりに改正した。 1. 普通書状　20グラムまでごとに30銭 2. 印刷書状　100グラムまでごとに30銭 3. 盲人用点字　1キログラムまでごとに5銭
22. 4. 1 法律第 24 号 閣令省令第 2 号	料金を次のとおりに改正した。 1. 普通書状　20グラムまでごとに1円20銭 2. 印刷書状　100グラムまでごとに1円20銭 3. 盲人用点字　1キログラムまでごとに15銭

年月日および関係法令	事項
昭和 23. 7. 10 法律第 104 号	普通書状の料金を20グラムまでごとに5円とした。
24. 5. 1 法律第 36 号	普通書状の料金を20グラムまでごとに8円とした。
26. 11. 1 法律第 254 号	従来の第1種郵便物のうち、開封としたものは、すべて第5種郵便物とし、第1種郵便物は重量20グラムまでごとに10円とした。

(備考)

注1—明治5年までの月日は旧暦による。
注2—宿場のこと。
注3—主要地あてのもののみを記す。
注4—京都のこと。
注5—100文は1銭。
注6—東京横浜間には、一般書状のほか金子入書状を取り扱つた。料金については「特殊取扱料金の部」参照。
注7—特使で送達するもの。
注8—一般の送達方法によるもの。
注9—配達までの時間を限定せず、一般の送達方法によるもの。
注10—主要地あてのもののみ記す。
注11—従来は5匁までであつた。
注12—全国均一料金制のはじめ。
注13—市内郵便のはじめ。
注14—従来は4匁までごとに定められていた。
注15—無封書状のはじめ。
注16—従来は1通1銭の割増料金を課した。
注17—このときより無封書状を印刷書状と改めた。

2. 第2種郵便物

年月日および関係法令	事項
明治 6. 12. 1 太政官布告第389号	「郵便ハガキ紙」を初めて発行し、料金を次のとおりとした。 市内用 0.5銭　全国用 1銭 ただし郵便取扱所のない地にあてるものは、1通1銭の割増料金を課す。
12. 1. 1 太政官布告第38号	地方官庁とその管内の人民との間に往復する公用に使用するハガキは、特に市内用の0.5銭のハガキを使用し得ることとした。
16. 1. 1 太政官布告第59号	市内郵便葉書および郵便取扱所のない地にあてるものの割増料金を廃し、葉書はすべて全国1銭とした。
18. 1. 1 太政官布告第33号	往復葉書を初めて発行し、料金を2銭とした。
32. 4. 1 法律第26号	料金を次のとおりに改正した。 通常葉書 1銭5厘　往復葉書 3銭
33. 10. 1 法律第54号	封緘葉書を初めて発行し、料金1枚3銭とした。
昭和 12. 4. 1 法律第2号	料金を次のとおりに改正した。 通常葉書 2銭　往復葉書 4銭　封緘葉書 4銭
17. 4. 1 法律第80号	封緘葉書を5銭に改正した。(注)
19. 4. 1 法律第28号	料金を次のとおりに改正した。 通常葉書 3銭　往復葉書 6銭　封緘葉書 7銭
20. 4. 1 法律第29号	料金を次のとおりに改正した。 通常葉書 5銭　往復葉書 10銭　封緘葉書 10銭
21. 7. 25 法律第3号	料金を次のとおりに改正した。 通常葉書 15銭　往復葉書 30銭　封緘葉書 30銭
22. 4. 1 法律第24号	料金を次のとおりに改正した。 通常葉書 50銭　往復葉書 1円　封緘葉書 1円20銭
23. 1. 1 法律第165号	封緘葉書を廃止した。
23. 7. 10 法律第104号	料金を次のとおりに改正した。 通常葉書 2円　往復葉書 4円
26. 6. 1 法律第7号	小包郵便物に添付する「小包葉書」を発行し、料金を3円とした。

年月日および関係法令	事項
昭和 26. 11. 1 法律第254号	料金を次のとおりに改正した。 通常葉書 5円(ただし年賀郵便に使用するものは4円) 往復葉書 10円　小包葉書 6円

(備考)

注—普通および往復葉書は従来どおり。

3. 第3種郵便物

年月日および関係法令	事項
明治 5. 1. 10 駅逓寮達（無号）	太政官日誌およびあらかじめ認可を得た日誌、新聞紙を低額料金で送達することとした。 料金次のとおり。 差出地より　料金（目方にかかわらず1個につき） 50里以内　48文　200里以内　148文 100里 〃　100文　200里以上　200文 ただし郵便取扱所のない地にあてるものは、このほかに1個につき48文づつの割増料金を課す。
5. 3. 一 大蔵省布達（無号）	料金を次のとおりに改正した。 差出地より　料金（目方にかかわらず1個につき） 50里以内　0.5銭　200里以内　1.5銭 100里 〃　1銭　200里以上　2銭 ただし郵便取扱所のない地にあてるものは、このほかに1個につき0.5銭の割増料金を課す。
5. 10. 1 新聞紙通送規則	新聞紙の料金を次のとおりに改正した。（注1） 区別　重量　里程　料金 1個　目方にかかわらず　50里以内 0.5銭／50里以上 1銭 2個以上を一束とした場合　16匁までごとに　50里以内 0.5銭／100里 〃 1銭／200里 〃 1.5銭／200里以上 2銭
6. 4. 1 太政官布告第97号	公文書および物価公報等も低額料金で送達することとし料金を次のとおりにした。（注2） 区別　重量　料金 市内　市外 1号1部差出しのもの　目方にかかわらず　0.5銭　1銭 2号2部以上を一束として差し出すもの　16匁までごとに　1.5銭 ただし郵便取扱所のない地にあてるものは、このほかに1個につき1銭の割増料金を課す。

年月日および関係法令	事項
明治 7. 1. 1 太政官布告第411号	料金を次のとおりに改正した。 区別　重量　料金 1号1部差出しのもの　目方にかかわらず　1銭 2号2部以上を一束として差し出すもの　16匁までごとに　2銭 地方庁よりその管内へ配布する官務の日誌、布達類等の印刷物／同一市内往復の新聞紙　上記料金の半額 新聞紙発行人より一市内の配達先を一定し、定例を以て配達するもの　目方にかかわらず1個　2厘5毛 ただし郵便取扱所のない地にあてるものの割増料金は従来どおり1個につき1銭。
9. 1. 1 太政官布告第197号	料金を次のとおりに改正した。 区別　重量　料金 1種1号が16匁以下のもの：1号1部差出しのもの　目方にかかわらず　1銭／2号以上一束として差し出すもの　16匁までごとに　2銭 1種1号が16匁以上のもの：1号1部差出しのものまたは2号以上一束として差し出すもの　毎号　2銭／市内往復のものおよび地方官民間に往復する定時刊行物書籍等　上記金額の半額／定例配達とした新聞紙　市内往復のものの半額／郵便取扱所のない地にあてるものの割増料金　1個につき　1銭
9. 6. 26 太政官布告第93号	新聞紙定時刊行物で1号の紙数20枚以上のものは、第4種である書籍類の料金を課することとした。

年月日および関係法令	事項
明治 10. 1. 1 太政官布告第158号	料金を次のとおりに改正した。 区別 / 重量 / 料金 1号1部差出しのもの / 16匁までごとに 1銭 / 48匁以上のものは 一般の書籍の料金（注3） 2号または2部以上を一束として差し出すもの / 16匁までごとに 2銭 / 48匁以上のものは 一般書籍の料金 市内往復のもの / 上記料金の半額 地方官民間に往復する定時刊行物書籍等 1号1部差出しのもの / 16匁まで 5厘 / 32匁まで 1銭 / 以上16匁までごとに 1銭 2号または2部以上を一束として差し出すもの / 16匁までごとに 1銭 定例配達とした新聞紙 / 従来どおり 郵便取扱所のない地にあてるものの割増料金 / 同上
14. 1. 1 太政官布告第55号	地方官民間に往復する定時刊行物書籍等の料金のうち、1号1部差出しのものを、目方16匁までごとに5厘とした。（注4）
16. 1. 1 太政官布告第59号	定時印刷物およびその附録を第3種郵便物と正式に定め料金を次のとおりにした。（注5） 区別 / 重量 / 料金 1号1個差出しのもの / 16匁までごとに 1銭 2号2個以上を一束として差し出すもの / 〃 2銭
22. 10. 1 法律第21号	料金を次のとおりに改正した。 区別 / 重量 / 料金 1号1個差出しのもの / 16匁までごとに 5厘 2号または2個以上を一束として差し出すもの / 〃 1銭

年月日および関係法令	事項
明治 33. 10. 1 法律第54号	料金を次のとおりに改正した。 区別 / 重量 / 料金 1号1個差出しのもの / 20匁までごとに 5厘 2号または2個以上を一束として差し出すもの / 〃 1銭
40. 4. 1 法律第7号	料金を次のとおりに改正した。（注6） 重量20匁までごとに 5厘
大正 6. 7. 15 省令第16号	盲人用点字の定期刊行物を第3種として取り扱うこととし、料金を重量40匁までごとに5厘とした。
15. 9. 7 省令第30号	日刊の新聞紙で発行人または売りさばき人から差し出すものは1部（1日分）重量30匁までは5厘、以上20匁までごとに5厘とした。（注7） また盲人用点字の定期刊行物は、重量150匁までごとに5厘とした。
昭和 6. 8. 1 法律第4号 省令第21号	料金を次のとおりに改正した。（注8） 区別 / 重量 / 料金 毎月1回以上発行する定期刊行物 / 75グラムまでごとに 5厘 発行人または売りさばき人から差し出す日刊新聞紙1部（1日分） / 110グラムまで 5厘 / 以上75グラムまでごとに 5厘 盲人用点字の定期刊行物 / 550グラムまでごとに 5厘
12. 4. 1 法律第2号 省令第14号	料金を次のとおりに改正した。 区別 / 重量 / 料金 毎月1回以上差し出す定期刊行物 / 60グラムまでごとに 5厘 発行人又は売りさばき人から差し出す日刊新聞紙1部（1日分） / 120グラムまで 5厘 / 以上60グラムまでごとに 5厘 盲人用点字の定期刊行物 / 600グラムまでごとに 5厘
13. 5. 1 省令第25号	盲人用点字の定期刊行物を第3種として取り扱う制度を廃止した。（注9）

年月日および関係法令	事項
17. 4. 1 法律第 80 号 省令第 18 号	料金を次のとおりに改正した。 区別 重量 料金 (A)毎月1回以上差し出す定期刊行物(注10) 100グラムまでごとに 1銭 (B)発行人または売りさばき人から差し出す日刊新聞紙1部(1日分)(注11) 200グラムまで 1銭 以上100グラムまでごとに 1銭
昭和19. 4. 1 法律第 28 号 省令第 21 号	料金を次のとおりに改正した。 区別 重量 料金 (A) 100グラムまでごとに 2銭 (B) 100グラムまでごとに 1銭
20. 4. 1 法律第 29 号 省令第 13 号	料金を次のとおりに改正した。 区別 重量 料金 (A) 100グラムまでごとに 5銭 (B) 〃 3銭
21. 7. 25 法律第 3 号 省令第 6 号	料金を次のとおりに改正した。 区別 重量 料金 (A) 100グラムまでごとに 15銭 (B) 〃 5銭
22. 4. 1 法律第 24 号 閣令 省令第 2 号	料金制度および金額を次のとおりに改正した。 区別 重量 料金 発行人または売りさばき人から差し出す毎月3回以上発行する新聞紙、通信、官報1部(1日分) 100グラムまでごとに 15銭 上記以外のもの 〃 50銭
23. 1. 1 法律第165号	低料扱いに毎月3回以上発行する公報を加えた。
23. 7. 10 法律第104号	料金を次のとおりに改正した。

年月日および関係法令	事項
	区別 重量 料金 (イ)発行人または売りさばき人から差し出す毎月3回以上発行する新聞紙、官報、公報1部(1日分)(注12) 100グラムまでごとに 50銭 (ロ)上記以外のもの(注13) 〃 2円
24. 5. 1 法律第 36 号	料金を次のとおりに改正した。 区別 重量 料金 (イ) 100グラムまでごとに 80銭 (ロ) 〃 3円
26. 11. 1 法律第254号	料金を次のとおりに改正した。 区別 重量 料金 (イ) 100グラムまでごとに 1円 (ロ) 〃 4円
36. 6. 1 法律第 93 号	料金を次のとおりに改正した。 区別 重量 料金 (イ) 100グラムまでごとに 2円 (ロ) 〃 6円

(備　考)

注1—新聞通送規則が制定された。

注2—全国均一料金とした。

注3—従来は1部の紙数20枚以上のものは書籍の料金を徴した。

注4—その他は従来どおり。

注5—市内外による料金の差別を廃した。

注6—1号1個または2号2個以上1束の区別を廃した。

注7—その他の新聞紙は従来どおり。

注8—「メートル」法の施行にともない重量を「グラム」に改正した。

注9—第4種の盲人用点字の印刷物の料金を低減したので第3種として取扱う必要がなくなったためである。

注10—以下(A)と記す。

注11—以下(B)と記す。

注12—以下(イ)と記す。

注13—以下(ロ)と記す。

4. 第4種郵便物

年月日および関係法令	事項
明治 5. 1. 10 駅逓寮達（無号）	書籍および見本品を低額料金で送達することとした。 料金次のとおり。 差出地よりの距離　重量　料金 50里以内　16匁まで　48文 32匁まで　100文 以上16匁までごとに　48文 100里 〃　16匁までごとに　100文 200里 〃　〃　148文 200里以上　〃　200文
5. 3. 一 大蔵省布達（無号）	料金を次のとおりに改正した。 差出地よりの距離　重量　料金 50里以内　16匁までごとに　0.5銭 100里 〃　〃　1銭 200里 〃　〃　1.5銭 200里以上　〃　2銭
6. 4. 1 太政官布告第97号	料金を次のとおりに改正した。 区別　重量　料金 市内　8匁までごとに　1銭 市外　〃　2銭（注1） ただし郵便取扱所のない地にあてるものは、このほかに目方にかかわらず1個につき1銭の割増料金を課す。
8. 1. 1 太政官布告第135号	地方管内官民往復の租税、戸籍その他の公用簿冊は、前記料金の半額で送達することとした。
9. 1. 1 太政官布告第197号	上記租税、戸籍その他の公用簿冊は、目方32匁までごとに2銭とした。
9. 6. 29 太政官布告第93号	第3種郵便物である新聞紙、定期刊行物であつても、1部の紙数20枚以上のものは、書籍類の料金を課することとした。
10. 1. 1 太政官布告第158号	1. 新聞紙、定期刊行物であつても、1部の目方48匁以上のものは、書籍類の料金を課することとした。

年月日および関係法令	事項
	2. 地方管内往復の租税、戸籍その他の公用簿冊についても、郵便取扱所のない地にあてるものは1部1銭の割増料金を課することとした。
明治 16. 1. 1 太政官布告第59号	書籍、帳簿、各種の印刷物、写真、書画、絵図、けい紙、営業品の見本およびひな形を正式に第4種郵便物と定め、料金を全国を通じ8匁までごとに2銭と定めた。（注2）
22. 10. 1 法律第21号	第4種中に農産物種子を加え（注3）、また料金を30匁までごとに2銭に改正した。
33. 10. 1 法律第54号	第4種中に業務用書類および博物学上の標本を加えた。
40. 9. 1 省令第34号	第3種の認可を受けない定期刊行物であつて、毎月1回以上継続して刊行するもの（注4）は、約束郵便物として差し出し得ることとし、料金を30匁までごとに1銭とした。
大正 6. 7. 15 省令第16号	盲人用点字の印刷物を低額料金で送達することとし、料金を次のとおりに改正した。 盲人用点字の書籍、印刷物、業務用書類 50匁までごとに　2銭 盲人用点字の低料約束郵便の承認を受けた印刷物 50匁までごとに　1銭
15. 9. 7 省令第30号	盲人用点字の料金を次のとおりに改正した。 書籍、印刷物、業務用書類 150匁までごとに　1銭 低料約束郵便の承認を受けた印刷物 100匁までごとに　5厘
昭和 6. 8. 1 法律第4号 省令第21号	料金を次のとおりに改正した。（注5） 区別　重量　料金 一般のもの　110グラムまでごとに　2銭 盲人用点字の書籍、印刷物、業務用書類　550グラムまでごとに　1銭 低料約束郵便の承認を受けた印刷物 盲人用点字のもの　350グラムまでごとに　5厘

年月日および関係法令	事項
	その他のもの　110グラムまでごとに　1銭
昭和 12. 4. 1 法律第 2 号 省令第 14 号	料金を次のとおりに改正した。 区別　重量　料金 一般のもの　120グラムまでごとに　3銭 盲人用点字の書籍、印刷物、業務用書類　600グラムまでごとに　5厘 低料約束郵便の承認を受けた印刷物（注6）　120グラムまでごとに　1銭5厘
17. 4. 1 法律第 80 号 省令第 18 号	料金を次のとおりに改正した。 区別　重量　料金 一般のもの　100グラムまでごとに　4銭 盲人用点字の書籍、印刷物、業務用書類　1キログラムまでごとに　1銭
19. 4. 1 法律第 28 号 省令第 21 号	一般の第4種の料金を、100グラムまでごとに6銭に改めた。（注7）
20. 4. 1 法律第 29 号 省令第 13 号	料金を次のとおりに改正した。 区別　重量　料金 一般のもの　100グラムまでごとに　10銭 盲人用点字の書籍、印刷物、業務用書類　1キログラムまでごとに　3銭
21. 7. 25 法律第 3 号 省令第 6 号	料金を次のとおりに改正した。 区別　重量　料金 一般のもの　100グラムまでごとに　30銭 盲人用点字の書籍、印刷物、業務用書類　1キログラムまでごとに　5銭
22. 4. 1 法律第 24 号 閣令 省令第 2 号	料金を次のとおりに改正した。 区別　重量　料金 一般のもの　100グラムまでごとに　1円20銭 盲人用点字の書籍、印刷物、業務用書類　1キログラムまでごとに　15銭

年月日および関係法令	事項
昭和 23. 1. 1 法律第 165 号	第4種郵便物を印刷物、業務用書類、写真、書画、図、商品の見本およびひな型、学術上の標本と定め、料金を次のとおりに定めた。 区別　重量　料金 一般のもの　100グラムまでごとに　1円20銭 盲人用点字のもの　1キログラムまでごとに　15銭
23. 7. 10 法律第 104 号	料金を次のとおりに改正した。 区別　重量　料金 一般のもの　100グラムまでごとに　4円 盲人用点字のもの　1キログラムまでごとに　50銭
24. 5. 1 法律第 36 号 省令第 15 号	通信教育を行なう学校または法人とその受講者との間に発受する第4種郵便物は特に低額料金とすることとするとともに、料金を次のとおりに改めた。 区別　重量　料金 一般のもの　100グラムまでごとに　6円 通信教育のためのもの　〃　3円 盲人用点字のもの　1キログラムまでごとに　80銭
26. 11. 1 法律第 254 号	従来第5種郵便物であつた農産物種子を第4種に加える等第4種郵便物の内容を改正するとともに料金を次のとおりとした。 区別　重量　料金 通信教育のためのもの　100グラムまでごとに　4円 盲人用点字のもの　1キログラムまでごとに　1円 農産物種子等　100グラムまでごとに　2円
36. 6. 1 法律第 93 号	盲人用点字のものおよび郵政大臣の指定をうけた施設の発受する盲人用録音物および点字用紙を無料とした。

（備　考）
注1—距離制を廃し全国均一制とした。
注2—市内市外の別および郵便取扱所のない地にあてるものの割増料金を廃した。
注3—農産物種子は明治28年4月から第5種となつた。
注4—以下低料約束郵便の承認を受けた印刷物と記す。
注5—重量をグラムに改めた。
注6—盲人用点字のものと、その他のものとの区別を廃した。
注7—盲人用点字のものの料金は変更なく、低料約束郵便は廃止せられた。

5. 第5種郵便物

年月日および関係法令	事項
明治 22. 10. 1 法律第21号	農産物種子の低額料金制を認め（注1）、料金を30匁までごとに2銭とした。
28. 4. 7 法律第18号	農産物種子を正式に第5種郵便物として規定し、料金を30匁までごとに1銭に改めた。
昭和 6. 8. 1 法律第4号	料金を110グラムまでごとに2銭とした。（注2）
12. 4. 1 法律第2号	料金を120グラムまでごとに1銭とした。
17. 4. 1 法律第80号	料金を100グラムまでごとに1銭とした。
20. 4. 1 法律第29号	料金を100グラムまでごとに3銭とした。
21. 7. 25 法律第3号	料金を100グラムまでごとに5銭とした。
22. 4. 1 法律第24号	料金を100グラムまでごとに15銭とした。
23. 1. 1 法律第163号	第5種郵便物を次のものに改め、料金を100グラムまでごとに15銭とした。 1. 農業または林業の用に供される植物の種子、苗、苗木等。 2. 蚕種、家きんの卵、蜂および食用がえる等で繁殖または飼養の用に供するもの。 3. 官公署相互間に発受する食糧の見本。
23. 7. 10 法律第104号	料金を100グラムまでごとに50銭とした。
24. 5. 1 法律第36号	料金を100グラムまでごとに1円とした。
26. 11. 1 法律第254号	印刷物、業務用書類等の従来の第4種郵便物および第1種ないし第4種に属しないもので開封としたものは、すべて第5種郵便物とし、料金を100グラムまでごとに8円とした。
36. 6. 1 法律第93号	料金を50グラムまでごとに10円とした。

（備　考）

注1—ただしこの時は法規上は第4種に含まれていた。

注2—重量をグラムに改めた。

小包郵便物の部

年月日および関係法令	事項
明治 25. 10. 1 勅令第57号	小包郵便の取扱いを開始した。 料金次のとおり。 1. 郵便料

距離	200匁まで	400匁まで	600匁まで	800匁まで	1貫匁まで	1貫250匁まで	1貫500匁まで
20里まで	6銭	8銭	10銭	12銭	14銭	17銭	20銭
40里まで	7	10	13	16	19	23	27
60里まで	8	12	16	20	24	29	34
80里まで	9	14	19	24	29	36	43
100里まで	10	16	22	28	34	42	50
150里まで	12	19	26	33	40	49	58
200里まで	14	22	30	38	46	56	66
250里まで	16	25	34	43	52	64	76
300里まで	18	28	38	48	58	71	84
300里以上	21	32	43	54	65	79	93

2. 配達料

郵便区市外に配達するものは別に次の配達料を課す。

600匁まで	2銭
1貫目まで	4銭
1貫500匁まで	6銭

3. 価格登記小包郵便物の保険料

登記金額1円まで7銭、以上1円までごとに1銭を加える。

29. 7. 1 勅令第153号

料金を次のとおりに改正した。（注1）

距離	200匁まで	400匁まで	600匁まで	800匁まで	1貫匁まで	1貫250匁まで	1貫500匁まで
10里まで	5銭	7銭	9銭	11銭	13銭	15銭	17銭
100里まで	8	12	16	20	24	28	32
100里以上	16	24	32	40	48	56	64

年月日および関係法令	事項
明治 35. 12. 16 省令第 58 号	距離による料金制度を、郵便区域内外による課金制度に改正し、次のとおりとした。 同一郵便区内　目方にかかわらず　5銭 同一郵便区域外　200匁まで　10銭 400匁 〃　15銭 600匁 〃　20銭 900匁 〃　30銭 1貫200匁 〃　40銭 1貫600匁 〃　50銭
40. 4. 1 省令第 6 号	書留小包郵便の取扱いを開始するとともに、料金を次のとおりとした。 同一郵便区内 普通　4銭 書留　8銭 同一郵便区域外

区別	200匁まで	400匁まで	600匁まで	800匁まで	1貫匁まで	1貫200匁まで	1貫400匁まで	1貫600匁まで
普通	8銭	12銭	16銭	20銭	24銭	28銭	32銭	36銭
書留	12	18	24	30	36	42	48	54

年月日および関係法令	事項
大正 8. 4. 15 省令第 14 号	料金を次のとおりに改正した。 同一郵便区市内（注2） 普通　6銭 書留　12銭 その他

区別	200匁まで	400匁まで	600匁まで	800匁まで	1貫匁まで	1貫200匁まで	1貫400匁まで	1貫600匁まで
普通	12銭	18銭	24銭	30銭	36銭	42銭	48銭	54銭
書留	18	27	36	45	54	63	72	81

年月日および関係法令	事項
昭和 6. 8. 1 省令第 21 号	料金を次のとおりに改正した。 同一郵便区市内（注3） 普通　6銭 書留　12銭 その他（注4）

区別	500グラムまで	1キログラムまで	2キログラムまで	3キログラムまで	4キログラムまで	5キログラムまで	6キログラムまで
普通	10銭	14銭	22銭	30銭	38銭	46銭	54銭
書留	15	21	33	45	57	69	81

年月日および関係法令	事項
15. 11. 16 省令第 58 号	料金を全国均一とし次のとおりに改正した。（注5）

区別	500グラムまで	1キログラムまで	2キログラムまで	3キログラムまで	4キログラムまで
普通	10銭	14銭	22銭	30銭	38銭
書留	15	21	33	45	57

年月日および関係法令	事項
17. 4. 1 省令第 18 号	料金を次のとおりに改正した。

区別	500グラムまで	1キログラムまで	2キログラムまで	3キログラムまで	4キログラムまで
普通	15銭	20銭	30銭	40銭	50銭
書留	25	30	45	60	75

年月日および関係法令	事項
19. 4. 1 省令第 21 号	料金を次のとおりに改正した。（注6）

区別	1キログラムまで	2キログラムまで	3キログラムまで	4キログラムまで
普通	30銭	50銭	70銭	90銭
書留	普通小包料金に書留料20銭を加える。			

年月日および関係法令	事項
20. 4. 1 省令第 13 号	料金を次のとおりに改正した。（注8）

区別	2キログラムまで	4キログラムまで
普通	50銭	1円
書留	普通小包料に書留料50銭を加える。	

年月日および関係法令	事項
21. 5. 6 省令第 33 号	料金を次のとおりに改正した。

区別	2キログラムまで	4キログラムまで
普通	1円50銭	2円50銭
書留	普通小包料に書留料1円50銭を加える。	

年月日および関係法令	事項
22. 4. 1 閣令省令第 2 号	料金を次のとおりに改正した。

年月日および関係法令	事項
	区別　2キログラムまで　4キログラムまで 普通　5円　8円 書留　普通小包料に書留料5円を加える。
昭和 23. 1. 1 法律第165号	料金を六大都市とその他に区別し、次のとおりとした。 区別　2キログラムまで　4キログラムまで　以上20キログラムまで、2キログラムまでごとに（注9） 六大都市各市内間 普通　3円　5円　2円を増す 書留　普通小包料に書留料5円を加える。 その他 普通　5円　8円　3円を増す 書留　同上
23. 7. 10 法律第104号	料金を次のとおりに改正した。 区別　2キログラムまで　4キログラムまで　以上20キログラムまで、2キログラムまでごとに 六大都市各市内間 普通　12円　20円　8円を増す 書留　普通小包料に書留料20円を加える。 その他 普通　20円　32円　12円を増す 書留　同上
24. 5. 1 法律第36号	料金を次のとおりに改正した。 区別　2キログラムまで　以上2キログラムまでごとに 六大都市各市内間 普通　25円　15円 書留　普通小包料に書留料30円を加える。 その他　2キログラムまで　4キログラムまで　以上2キログラムまでごとに 普通　35円　55円　15円を増す 書留　同上
26. 6. 1 法律第128号	全国均一制の料金を地帯制に改め別表の地帯の区別に従い、次の料金とした。

年月日および関係法令	事項
	1. 第1地帯あてのもの (1) 同一郵便区内、都の区の存する区域内または同一市町村内のみにおいて発着するもの。 2キログラムまで　25円 以上2キログラムまでごとに　15円 (2) その他のもの 2キログラムまで　35円 以上2キログラムまでごとに　15円 2. 第2地帯あてのもの 2キログラムまで　45円 以上2キログラムまでごとに　15円 3. 第3地帯あてのもの 2キログラムまで　55円 以上2キログラムまでごとに　15円
昭和 26. 11. 1 法律第254号	料金を次のとおりに改正した。 区別　2キログラムまで　4キログラムまで　6キログラムまで 第1地帯あて　市内小包　30円　45円　60円 第1地帯あて　その他　50　65　80 第2地帯あて　65　80　95 第3地帯あて　85　100　115 ただし重量4キログラム以下のもので、長さ、幅および厚さの合計が1メートルをこえるものは、重量6キログラムまでの料金とする。
28. 7. 5 法律第50号	料金を次のとおりに改正した。 区別　2キログラムまで　4キログラムまで　6キログラムまで 第1地帯あて　市内小包　30円　45円　60円 第1地帯あて　その他　55　75　95 第2地帯あて　70　95　120 第3地帯あて　90　120　150 ただし重量4キログラム以下のもので、長さ、幅および厚さの合計が1メートルをこえるものは、重量6キログラムまでの料金とする。

年月日および関係法令	事　　項
36. 6. 1 政令第140号	料金を次のとおりに改正した。（注9） 1. 第1地帯あてのもの (1) 市内小包 2キログラムまで　50円 以上2キログラムまでごとに　20円 (2) その他のもの 2キログラムまで　90円 以上2キログラムまでごとに　30円 2. 第2地帯 2キログラムまで　120円 以上2キログラムまでごとに　40円 3. 第3地帯 2キログラムまで　170円 以上2キログラムまでごとに　60円 ただし、長さ、幅および厚さの合計が1メートルをこえる小包郵便物については、重量による料金の半額に相当する額を加えた金額。

（備　考）

注1—市外配達料は廃止した。

注2—郵便区内を郵便区市内と改称した。

注3—従来どおり。

注4—重量をグラムに改正した。

注5—最高重量を4キログラムまでに改正した。

注6—最低課金重量を1キログラムに改めた。

注7—最低課金重量を2キログラムに改めた。

注8—特別の場合は20キログラムまでの小包を取り扱うこととした。

注9—36.6小包郵便物の料金は政令で定められることとなつた。

別表（小包郵便料金地帯表）

都道府県別	1 北海道	2 青森	3 岩手	4 秋田	5 山形	6 宮城	7 福島	8 茨城	9 栃木	10 群馬	11 埼玉	12 千葉	13 東京	14 神奈川	15 山梨	16 新潟	17 長野	18 富山	19 石川	20 福井	21 静岡	22 愛知	23 岐阜	24 三重	25 滋賀	26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山	31 鳥取	32 岡山	33 島根	34 広島	35 山口	36 香川	37 徳島	38 愛媛	39 高知	40 福岡	41 佐賀	42 大分	43 熊本	44 長崎	45 宮崎	46 鹿児島
北海道	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
青森	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
岩手	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
秋田	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
山形	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宮城	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
福島	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
茨城	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
栃木	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
群馬	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
埼玉	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
千葉	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
東京	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
神奈川	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
山梨	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
新潟	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
長野	3	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
富山	3	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
石川	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	3	3	3
福井	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	3	3	3
静岡	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3
愛知	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3
岐阜	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3	3
三重	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3
滋賀	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
京都	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
大阪	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
兵庫	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
奈良	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
和歌山	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
鳥取	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
岡山	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
島根	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
広島	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
山口	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
徳島	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	2
愛媛	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	2	2	2
福岡	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1
大分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
長崎	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1

備考　数字は，小包郵便物を左欄に掲げる都道府県の区域内から上欄に掲げる都道府県の区域内のあて所に差し出す場合の地帯別をあらわし，1は第一地帯を，2は第二地帯を，3は第三地帯を示すものとする。

特殊取扱の部

1. 書留料

年月日および関係法令	事項
明治 5. 1. 10 駅通寮達（無号）	東京・長崎間郵便取扱い開始にともない、書留郵便の取扱いを開始した。 料金次のとおり。 差立地よりの距離　料金（目方にかかわらず1通につき） 25里以内　200文 25里以上　400文 ただし、郵便取扱所のない地にあてるものは、25里以内でも1通400文。
5. 3. 一 大蔵省布達（無号）	料金を初めて銭で定め、次のとおりに改正した。 差立地よりの距離　料金 25里以内　2銭 25里以上　4銭 ただし、郵便取扱所のない地にあてるものは、25里以内でも1通4銭。
6. 4. 1 太政官布告第97号	国内を通じ4銭
7. 1. 1 太政官布告第411号	一市内　2銭 その他　4銭
9. 1. 1 太政官布告第197号	6銭
33. 10. 1 省令第42号	7銭
大正 14. 4. 1 省令第14号	10銭
昭和 17. 4. 1 省令第18号	12銭
19. 4. 1 省令第31号	20銭
20. 4. 1 省令第13号	通常、小包の各別に料金を設定した。　通常　30銭 小包　50銭
21. 5. 6 閣令第33号	小包　1円50銭

年月日および関係法令	事項
昭和 21. 7. 25 省令第6号	通常　1円
22. 4. 1 閣令省令第2号	通常、小包の別を廃止した。　5円
23. 7. 1 法律第104号	20円
24. 5. 1 法律第36号	30円
26. 6. 1 法律第128号	書留および保険扱いの両制度を統合して一本化した。 1. 現金の場合 現金の額が1,000円以下のもの　70円 現金の額が1,000円をこえるもの　1,000円をこえる1,000円までごとに10円の割合で算出した金額を70円に加えた金額。 2. 現金以外の場合 損害要償額が1,000円以下のもの　30円 損害要償額が1,000円をこえるもの　1,000円までごとに1円の割合で算出した金額を30円に加えた金額。
26. 11. 1 法律第254号	1. 損害要償額が1,000円以下のもの　35円 2. 損害要償額が1.000円をこえるもの　1.000円をこえる2,000円までごとに現金を内容とするものは5円、現金以外の物を内容とするものは1円の割合で算出した額を35円に加えた金額。
36. 6. 1 法律第93号 政令第140号	1. 損害要償額が1,000円まで　40円 以上2,000円までごとに　5円 2. 損害要償額が1,000円まで　40円 以上2,000円までごとに　1円

2. 価格表記（保険扱）料

年月日および関係法令	事項
明治 4. 7. 15 太政官布告（無号）	東京・横浜間に通貨を封入した書状の取扱いを開始した。（当時は金子入書状と称した。） 料金次のとおり。 金子　料金 1朱より4両3分余まで　200文 5両より9両3分余まで　400文 10両より49両余まで　1朱 50両より90両余まで　2朱 100両より400両余まで　1分2朱 500両より900両余まで　3分 1,000両より10,000両まで　5両 10,000両以上10,000両までごとに　4両2分
5. 6. 一 駅通寮達（無号）	東京・横浜間の金子入書状の料金を次のとおりに改正した。 金額　料金　金額　料金 5円まで　2銭　50円まで　6銭 10円〃　3銭　100円〃　12銭 25円〃　4銭
6. 4. 1 太政官布告第97号	金子入書状を全国主要都市相互間に取り扱うこととし、料金を次のとおりに定めた。（ただし、通送はすべて陸運元会社に行わせた。） 金額　25里以内　50里以内　100里以内　150里以内　200里以内　300里以内　300里以上 10円まで　3銭　4銭　6銭　8銭　10銭　15銭　20銭 20円まで　4.5　6　9　12　15　22.5　30 30円まで　6　8　12　16　20　30　40 50円まで　7.5　10　15　20　25　37.5　50 ただし、郵便取扱所のない地にあてるものは、このほかに1通につき3銭の割増料金を課す。
7. 1. 1 太政官布告第411号	金子入書状の配達料中、特に遠方の村へ配達するときは相当の賃銭を届け先より徴収することとした。

年月日および関係法令	事項
明治 7. 7. 1 太政官布告第158号	料金を次のとおりに改正した。 金額　25里以内　50里以内　100里以内　150里以内　200里以内　300里以内　300里以上 5円まで　3銭　4銭　6銭　8銭　10銭　12銭　15銭 10円まで　4　5　7　9　11　14　18 20円まで　6　7.5　10.5　13.5　16.5　21　27 30円まで　8　10　14　18　22　28　36 50円まで　10　12.5　17.5　22.5　27.5　35　45
10. 1. 1 太政官布告第158号	東京府内往復の金子入書状の料金は、25里以内の料金の半額とした。
12. 1. 1 太政官布告第38号	京都市内往復の金子入書状の料金も、東京府内と同様に25里以内の料金の半額とした。
13. 1. 1 太政官布告第48号	大阪市内往復の金子入書状の料金も、東京・京都市内と同様に25里以内の料金の半額とした。
15. 1. 1 太政官布告第68号	料金を次のとおりに改正した。 1. 逓送料 金額　25里以内　50里以内　75里以内　100里以内　150里以内　200里以内　300里以内　300里以上 5円まで　5銭　6銭　7銭　8銭　10銭　13銭　17銭　22銭 10円まで　6　7.5　9　10.5　13.5　16.5　21　27 20円まで　8　10　12　14　18　22　28　36 30円まで　10　12.5　15　17.5　22.5　27.5　35　45 40円まで　12　15　18　21　27　33　42　54 50円まで　14　17.5　21　24.5　31.5　38.5　49　63 ただし、東京、京都、大阪、名古屋、金沢市内往復のものは、上記25里以内の料金の半額。 2. 配達料（注1） 10円まで　50円まで 市内1里までごとに　1銭　2銭 市外〃　3.5　5 同別仕立（注2）　7　10 ただし、5里以上は別仕立てとし、その他相当の賃銭を届け先より徴収する。

年月日および関係法令	事項
明治 16. 1. 1 太政官布告第59号	郵便条例の制定に伴い、金子入書状を「貨幣封入郵便」と改称した。 ただし、料金は従来どおり。（注3）
33. 10. 1 省令第42号	郵便法の制定にともない貨幣封入郵便を「価格表記郵便」と改称し、料金を次のとおりとした。 表記金額　料金 10円まで　7銭 10円以上100円まで　10円までごとに　5銭 100円以上1,000円まで　〃　4銭
34. 12. 21 省令第56号	料金を次のとおりに改正した。 表記金額　料金 10円まで　15銭 10円以上10円までごとに　5銭
43. 1. 1 省令第58号	料金を通貨封入のものと、その他の物件封入のものとに区別し次のとおりにした。 書留郵便物の料金より普通郵便料を差し引いた金額に次の料金を加える。 通貨封入のもの表記金額10円までごとに　10銭 その他のもの　〃　5銭
大正 7. 4. 1 省令第5号	「通貨」を「通貨価格表記」に、「その他の物件」を「物品価格表記」に改めた。
昭和 13. 5. 1 省令第25号	書留料相当額（小包郵便物については書留小包郵便料相当額と普通小包郵便料相当額との差額）に次の金額を加えたものとする。 通貨価格表記　表記金額10円までごとに　10銭 物品価格表記　表記金額20円までごとに　5銭
19. 4. 1 省令第21号	通価価格表記の取扱い停止 表記金額 20円まで　30銭 以上20円までごとに　10銭
20. 4. 1 省令第13号	表記金額（通常、小包の各別に料金を設定した。） 20円まで 通常郵便物　40銭

年月日および関係法令	事項
	小包郵便物　60銭 以上20円までごとに　10銭
昭和 21. 5. 6 閣令第23号	小包郵便物 表記金額100円まで　2円50銭 以上100円までごとに　1円
21. 7. 25 省令第6号	通常郵便物 表記金額100円まで　2円 以上100円までごとに　1円
22. 4. 1 閣令省令第2号	通貨価格表記の取扱いを再開した。 表記金額1,000円まで　20円 以上1,000円までごとに　10円 物品価格表記（通常、小包の別を廃止した。） 表記金額500円まで　10円 以上500円までごとに　5円
23. 1. 1 法律第159号	「価格表記」を保険扱いに改めた。 損害要償額が500円以下のとき 通貨　15円　通貨以外　10円 損害要償額が500円をこえるとき 500円ごとに　5円加算
23. 7. 10 法律第104号	損害要償額が500円以下のとき 通貨　60円　通貨以外　40円
24. 5. 1 法律第36号	通貨 損害要償額が1,000円以下のとき　70円 損害要償額が1,000円をこえる1,000円ごとに　10円加算
26. 6. 1 法律第128号	通貨以外損害要償額が1,000円以下のとき　32円 1,000をこえる1,000円ごとに　2円加算 保険扱制度を廃止し書留制度に統合した。

（備　考）

注1—従来は郵便取扱所のない地にあてるものに対してのみ1通3銭の割増料金を課し、配達料を課さなかつた。

注2—特便で配達する場合。

注3—以降明治33年まで料金は規則上定めず、各局前に提示したが、詳細は不明である。

3. 速 達 料

年月日および関係法令	事項
明治 44. 2. 11 省令第 3 号	速達郵便の取扱いを開始し、料金を次のとおりとした。 1. 基本料金 同一郵便区市内相互間 6銭 2個以上の郵便区市内相互間 12銭 同一の差出人より同一の受取人に同時に2個以上を差し出すとき 1個の料金 通常の場合と同じ 1個以上1個につき 通常の場合の半額 2. 居宅引受料（注1） 3銭
44. 7. 16 省令第 14 号	居宅引受料を改正し、同時に2個以上を差し出す場合は最初の1個以外の引受料を1銭とした。
大正 11. 4. 1 省令第 14 号	居宅引受の制度を廃止した。
昭和 8. 7. 1 省令第 30 号	料金を次のとおりに改正した。（注2） 基本料金 8銭 ただし、同一差出人より同一の受取人に同時に2個以上差し出すときは、最初の1個を除き1個4銭
12. 8. 16 省令第 55 号	料金制度を改正し、料金を次のとおりとした。 1. 郵便区市内にあてたもの 8銭 2. 郵便区市外にあてたものおよび配達局を指定したもの 配達受持局（配達局を指定したものは、その局から） 陸上8キロメートルまで 30銭 以上4キロメートルまでごとに 25銭 3. 配達のため、はしけ料を要したときは実費額による。 4. 航空速達料（注3） (1) 無封の書状および第3種ないし第5種 60グラムまでごとに 10銭 (2) 小包郵便物 1キログラムまで 92銭

年月日および関係法令	事項
	1.5キログラムまで 1円42銭 2 〃 1円92銭
昭和 15. 11. 16 省令第 18 号	小包郵便物の速達取扱い廃止。
17. 4. 1 省令第 18 号	速達料（注4） 1. 普通地域にあてたもの 12銭 2. 特別地域にあてたもの 配達郵便局から陸路16キロメートルまで 50銭 以上4キロメートルまでごとに 50銭 航空速達料 第3種ないし第5種郵便物を航空郵便線路により逓送するときは前記速達料のほかに重量50グラムまでごとに 10銭
19. 4. 1 省令第 21 号	普通地域にあてたもの（注6） 20銭 特別地域にあてたもの 配達郵便局から陸路16キロメートルまで 1円 以上4キロメートルまでごとに 1円
20. 4. 1 省令第 13 号	普通地域にあてたもの 30銭
21. 7. 25 省令第 6 号	普通地域にあてたもの 1円 特別地域にあてたもの 配達郵便局から陸路16キロメートルまで 3円 以上4キロメートルまでごとに 3円
22. 4. 1 閣令省令第 2 号	普通地域にあてたもの 4円 特別地域にあてたもの 配達郵便局から陸路16キロメートルまで 20円 以上4キロメートルまでごとに 5円
23. 1. 1 法律第 165 号	普通地域および特別地域の区別を廃止し、従来の特別地域あての取扱いをしないこととした。

年月日および関係法令	事項	
昭和 23. 7. 10 法律第104号		15円
24. 5. 1 法律第 26 号		20円
26. 6. 1 法律第 36 号	通常郵便物	20円
	小包郵便物（注５）	30円
26. 11. 1 法律第254号	通常郵便物	25円
	小包郵便物	40円
28. 7. 5 法律第 50 号	航空郵便制度を速達郵便制度に統合した。	
	小包郵便物	50円
36. 6. 1 法律第 93 号 政令第140号	通常郵便物	30円
	小包郵便物	70円

（備　考）

注１―差出人の居所で引き受ける場合の料金。

注２―郵便区による差異を廃し、全国均一とした。

注３―１、２種は請求がなくても航空搭載、３、４、５種・小包は請求があれば航空搭載。無封の書状よおび第３種ないし第５種郵便物を航空郵便路線で送つた場合に要する料金。

注４―配達区域の区別を従来の郵便区市内、郵便区市外を、普通地域・特別地域に区分し、料金を改正した。

注５―小包郵便物も速達とすることができることとなつた。

注６―速達郵便物を航空運送することは当分望まれないので、郵便規則中これに関する事項を削除した。

4. 航空料

年月日および関係法令	事項		
昭和 4. 4. 1 省令第 8 号	航空郵便の取扱いを開始し、料金を次のとおりとした。		
	1. 通常郵便物		
	第１種有封書状	４匁までごとに	15銭
	無封書状	10匁 〃	15銭
	第２種通常葉書		７銭
	封かん葉書		15銭
	往復葉書	往信返信各別に	７銭
	第３種	20匁までごとに	25銭
	第４種および第５種		25銭
	2. 小包郵便物		
		200匁まで	１円
		以上100匁までごとに	50銭
	3. 附加速達料（注１）		８銭
6. 8. 1 省令第 24 号	メートル法の採用にともない、従来匁で定められていた重量を次のとおりに改正した。		
	４匁	15グラム	100匁 500グラム
	10匁	35グラム	200匁 １キログラム
	20匁	75グラム	
8. 11. 1 省令第 45 号	第２種の料金を次のとおりに改正するとともに、附加速達料を削除した。（注２）		
	通常葉書		８銭
	封かん葉書		15銭
	往復葉書		８銭
12. 4. 1 省令第 17 号	有封書状は重量15グラムまでごとに15銭であつたがこれを20グラムまでごとに15銭とした。		
12. 8. 16 省令第 54 号	航空郵便線路のある内地相互間の速達郵便は、航空で通送することとなつたのにともない、内地相互間の航空郵便は廃止された。		

年月日および関係法令	事項
昭和 21. 7. 25 省令第 6 号	航空郵便制度廃止。
26. 10. 24 法律第200号	航空郵便制度開始、料金は次のとおり。（通常郵便物の料金を含む） 第1種郵便物　20グラムまでごとに　20円 第2種郵便物　通常葉書　10円 往復葉書　20円 第3種ないし第5種郵便物　20グラムまでごとに　15円
26. 11. 1 法律第254号	第1種郵便物　20グラムまでごとに　25円 第2種郵便物　通常葉書　15円 往復葉書　30円 第3種ないし第5種郵便物　20グラムまでごとに　20円
28. 7. 5 法律第 50 号	速達郵便制度に統合した。

（備　考）

注1—速達で配達することを請求した場合の増料金。

注2—速達施行地に配達するものは、すべて速達で配達することとなつたためである。

5. 別配達料

年月日および関係法令	事項
明治 4. 3. 1 駅通司布告（無号）	東京、大阪間新式郵便の取扱い開始とともに、特に急速送達を望むものは、1通600文の割増賃銭をもつて、別仕立てで配達することとした。
4. 12. 5 駅通寮達（無号）	東京、長崎間郵便取扱い開始とともに、別配達を希望するものに対してはその要望に応じ、相当の賃銭を受取人より徴することとした。
5. 6.— 駅通寮達（無号）	東京、横浜間郵便に対し、到着後直ちに配達を希望するものは、次の料金を徴収することとした。 到着地　料金　到着地　料金 東京内　10銭　横浜内　5銭 東京附近　15銭　横浜附近　8銭
6. 4. 1 太政官布告第97号	一般の郵便についても、到着後直ちに配達を希望するものは、次の料金を徴収することとした。 到着地　料金 東京　朱引（注1）の内外にかかわらず　10銭 西京、大阪　洛府の内外にかかわらず　8銭 第1等、第2等郵便役所のある地　5銭 第3等、第4等郵便役所のある地および郵便取扱所のある地　2銭 ただし、郵便役所も取扱所もない地にあてるものは、実費額を受取人から徴収する。
7. 1. 1 太政官布告第411号	料金を次のとおりに改正した。 到着地　料金 東京　朱引の内外にかかわらず　8銭 西京、大阪　洛府の内外にかかわらず　6銭 第1等郵便役所のある地　3銭 第2等以下の郵便役所および郵便取扱所のある地　2銭 郵便役所または郵便取扱所のない地　実費
9. 1. 1 太政官布告第197号	料金を次のとおりに改正した。 到着地　料金 東京　朱引の内外にかかわらず　6銭

年月日および関係法令	事項	
	京都、大阪　洛府の内外にかかわらず	4銭
	第1等郵便局（注2）のある地	3銭
	第2等以下の郵便局のある地	2銭
	郵便局のない地	実費
明治 14. 1. 1 太政官布告第55号	料金を次のとおりに改正した。	
	到着地	料金
	東京	10銭
	第1等郵便局のある地	8銭
	第2等　〃	5銭
	第3等　〃	3銭
	郵便局のない地および各港停泊船	実費
16. 1. 1 太政官布告第59号	料金制度を次のとおりに改正した。	
	市内別配達料	
	東京、京都、大阪	10銭
	その他	6銭
	市外別配達料（注3）	
	配達局より10町までごとに	6銭
33. 10. 1 省令第42号	市内	10銭
	市外	30銭
	他の郵便区市内に配達するときは、差出人指定の配達局と名あて地所轄の郵便局の間の里程に応じ別に1里までごとに15銭を加える。	
	はしけ配達の場合は市内、市外にかかわらず実費額を受取人から徴収する。	
40. 4. 1 省令第6号	市内、市外の別を廃止した。	
	陸上2里以内	20銭
	以上1里までごとに	15銭
	はしけ配達は実費額を受取人より徴収する。	
大正 9. 6. 1 省令第47号	陸上2里以内	30銭
	以上1里までごとに	25銭
	はしけ配達は実費額を受取人より徴収する。	

年月日および関係法令	事項	
昭和 6. 8. 1 省令第21号	里程をメートル制に改正し次のとおりとした。	
	陸上8キロメートル以内	30銭
	以上4キロメートルまでごとに	25銭
	はしけ料	実費
12. 8. 16	速達取扱全国施行に伴い、内地、外地相互間に発着するものについてのみ行われることとなつた。	
17. 4. 1 省令第18号	陸上16キロメートル以内	50銭
	以上4キロメートルまでごとに	50銭
19. 4. 1 省令第21号	陸上16キロメートル以内	1円
	以上4キロメートルまでごとに	1円
21. 7. 25 省令第6号	別配達の取扱い廃止。	

（備　考）

注1—地図上に朱線を引き、中心地を朱引内、郊外を朱引外と称した。

注2—郵便役所を郵便局と改称した。

注3—郵便局のない地の配達料。なお、甲局の配達地に対するものを乙局より配達する場合も市外別配達とした。

6. 引受時刻証明料

年月日および関係法令	事項	
明治 41. 4. 1 省令第 7 号	1通につき	15銭
昭和 13. 5. 1 省令第 25 号	従来配達証明をもしていたが、引受時刻の証明のみをすることになつた。 1通につき	5銭
17. 4. 1 省令第 18 号	〃	10銭
19. 4. 1 省令第 21 号	〃	50銭
21. 7. 25 省令第 6 号	〃	2円
22. 4. 1 閣令省令第 2 号	〃	10円
23. 7. 10 法律第 104 号	〃	30円
24. 5. 1 法律第 36 号	〃	45円
26. 11. 1 法律第 254 号	〃	50円
36. 6. 1 法律第 93 号 政令第 104 号	〃	60円

7. 配達証明料

年月日および関係法令	事項	
明治 25. 5. 16 省令第 8 号	1通につき（内容証明郵便物に限つた。）	3銭
43. 11. 16 省令第 106 号	内容証明郵便物に限り、郵便物差出し後2年以内に限り配達証明の請求に応ずることとし、料金を6銭とした。	
45. 2. 11 省令第 5 号	郵便物差出し後の証明の請求を、内容証明郵便物に限らず書留および価格表記のいずれに対してもなし得ることとした。	
昭和 13. 5. 1 省令第 25 号	郵便物差出しの際	4銭
	郵便物差出し後	8銭
17. 4. 1 省令第 18 号	郵便物差出しの際	5銭
	郵便物差出し後	10銭
19. 4. 1 省令第 21 号	郵便物差出しの際	10銭
	郵便物差出し後	20銭
20. 4. 1 省令第 13 号	郵便物差出しの際	20銭
	郵便物差出し後	40銭
21. 7. 25 省令第 6 号	郵便物差出しの際	1円
	郵便物差出し後	2円
22. 4. 1 閣令省令第 2 号	郵便物差出しの際	5円
	郵便物差出し後	10円
23. 1. 1 法律第 165 号	郵便物差出しの際	10円
	郵便物差出し後	20円
23. 7. 10 法律第 104 号	郵便物差出しの際	30円
	郵便物差出し後	45円
24. 5. 1 法律第 36 号	郵便物差出しの際	45円
	郵便物差出し後	68円
26. 11. 1 法律第 254 号	郵便物差出しの際	50円
	郵便物差出し後	75円
36. 6. 1 法律第 93 号 政令第 140 号	郵便物差出しの際	60円
	郵便物差出し後	90円

8. 内容証明料

年月日および関係法令	事項
明治 43. 11. 16 省令第106号	1. 基本料 謄本の枚数　1枚のとき　10銭 2枚以上のとき 最初の1枚　10銭 2枚目より1枚につき　4銭 2. 同文内容証明料 1個の証明料　基本料金と同額 その他1個につき　〃　の半額 3. 郵便物差出し後内容検査の証明料 基本料および同文の証明料と同額 4. 謄本閲覧料　5銭 ただし内容検査証明と同時に請求するときは無料
大正 3. 12. 5 省令第53号	郵便物差出し後の内容検査の証明料を、基本料と同一の割合による料金の半額とした。
昭和 13. 5. 1 省令第25号	謄本閲覧を内容検査と同時に請求するときも、閲覧料5銭を要することとした。
17. 4. 1 省令第18号	1. 基本料 謄本の枚数　1枚のとき　20銭 〃　2枚以上のとき 最初の1枚　20銭 2枚目より1枚につき　10銭 2. 同文内容証明料 1個の証明料　基本料金と同額 その他1個につき　〃　の半額 3. 謄本閲覧料　10銭
21. 7. 1 省令第6号	1. 基本料 謄本の枚数　1枚のとき　2円 〃　2枚以上のとき 最初の1枚　2円 2枚目より1枚につき　1円 2. 同文内容証明料 1個の証明料　基本料金と同額 その他1個につき　〃　の半額 3. 内容証明郵便物差出し後の内容証明 同文内容証明郵便物でない内容証明郵便物の内容証明料の半額 4. 謄本閲覧料　1円
昭和 22. 4. 1 閣令省令第2号	1. 基本料 謄本の枚数　1枚のとき　10円 〃　2枚以上のとき 最初の1枚　10円 2枚目より1枚につき　5円 2. 同文内容証明料 1個の証明料　基本料金と同額 その他1個につき　〃　の半額 3. 内容証明郵便物差出し後の内容証明 同文内容証明郵便物でない内容証明郵便物の内容証明料の半額 4. 謄本閲覧料　5円
23. 1. 1 法律第165号	1. 内容証明郵便物差出し後の内容証明 謄本の枚数　1枚のとき　10円 〃　2枚以上のとき 最初の1枚　10円 2枚目より1枚につき　5円 2. 謄本閲覧料　無料
23. 7. 10 法律第104号	1. 基本料 謄本の枚数　1枚のとき　30円 〃　2枚以上のとき 最初の1枚　30円 2枚目より1枚につき　15円 2. 同文内容証明料 1個の証明料　基本料金と同額

年月日および関係法令	事項	
	その他1個につき	基本料の半額
昭和 24. 5. 1 法律第 36 号	基本料金	
	謄本の枚数　1枚のとき	45円
	2枚以上のとき	
	最初の1枚	45円
	2枚目より1枚につき	23円
26. 11. 1 法律第 254 号	1. 基本料	
	謄本の枚数　1枚のとき	50円
	2枚以上のとき	
	最初の1枚	50円
	2枚目より1枚につき	25円
	2. 同文内容証明料	
	1個の証明料	基本料金と同額
	その他1個につき	〃　の半額
36. 6. 1 法律第 93 号	1. 基本料	
	謄本の枚数　1枚のとき	60円
	2枚以上のとき	
	最初の1枚	60円
	2枚目より1枚につき	30円
	2. 同文内容証明料	
	1個の証明料	基本料金と同額
	その他1個につき	〃　の半額

9. 代金引換料

年月日および関係法令	事項			
明治 29. 11. 1 省令第 19 号	代金引換手数料			5銭
	取立金送達料			為替料と同じ（注）
33. 10. 1 省令第 42 号	取立金送達料			
	引換金10円まで			5銭
	10円以上 100円までは10円までごとに			4銭
	100円以上300円までは10円までごとに			3銭
40. 4. 1 省令第 6 号	取立金送達料			
	引換金　100円までは従来どおり。			
	100円以上1,000円までは10円までごとに			3銭
大正 4. 1. 1 省令第 59 号	取立金送達料			
	引換金1円まで	2銭	100円まで	30銭
	5円 〃	4銭	150円 〃	40銭
	10円 〃	6銭	200円 〃	50銭
	20円 〃	10銭	200円以上	
	50円 〃	20銭	100円までごとに	10銭
5. 4. 11 省令第 15 号	居宅引換の制度を設け、居宅引換料を5銭とした。			
5. 8. 1 省令第 42 号	取立金送達料はすべて郵便為替の料金によることとし、郵便規則中より取立金送達料を削除した。			
12. 3. 1 省令第 20 号	居宅引換の制度を廃止した。			
昭和 15. 11. 16 省令第 59 号	取扱い停止			
23. 1. 1 法律第 165 号	取扱い再開			10円
23. 7. 10 法律第 104 号				30円
24. 5. 1 法律第 36 号				45円
26. 11. 1 法律第 254 号				50円
36. 6. 1 法律第 93 号				60円

（備　　考）

注一当時の通常為替の料金は次のとおりであつた。

5円まで4銭、10円まで6銭、20円まで10銭、30円まで15銭。

10.　特別送達料

年月日および関係法令	事　　項
明治 24. 6. 6 勅令第 54 号	民事訴訟法による訴訟書類を特別の方法で送達することとし、料金を一般の書留料のほか1通につき5銭とした。
42. 11. 1 省令第 51 号	特許法等による書類の料金を次のとおりとした。 1.　審判、抗告審判または権利確認の査定に関する書類　12銭 2.　上記書類のほか査定書その他期日または期間の定めあるものおよび特許法第44条実用新案法第20条による処分書　10銭
大正 11. 1. 11 省令第 53 号	審判書類　5銭 審査書類　3銭
昭和 4. 10. 1 省令第 38 号	訴訟用書類および審判、審査用書類ともすべて同一料金で送達することとし、料金を1通につき5銭とした。
17. 4. 1 省令第 18 号	料金を15銭に改正した。
19. 4. 1 省令第 21 号	料金を30銭に改正した。
20. 4. 1 省令第 13 号	料金を40銭に改正した。
21. 7. 25 省令第 6 号	料金を2円に改正した。
22. 4. 1 閣令省令第 2 号	料金を10円に改正した。
23. 7. 10 法律第 104 号	料金を30円に改正した。
24. 5. 1 法律第 36 号	料金を45円に改正した。
26. 11. 1 法律第 254 号	料金を50円に改正した。
36. 6. 1 法律第 93 号	料金を80円に改正した。

（備　　考）

参考資料　逓信事業史

逓信博物館編逓信資料第9集詳細事業年表郵便料金篇

Ⅱ 郵　便　物　数　の　変　遷

年度別引受通常郵便物数（外国郵便を含む）

単位　1,000通

年度別	通常郵便引受総数（有無料計）	普通 計	普通 有料	普通 無料	書留 計	書留 有料	書留 無料	再掲欄（有料のみ） 書状	再掲欄（有料のみ） 無料書状	再掲欄（有料のみ） 葉書	再掲欄（有料のみ） 新聞・雑誌	再掲欄（有料のみ） 書籍類	再掲欄（有料のみ） 業務用書類	再掲欄（有料のみ） 商品見本ひな形	再掲欄（有料のみ） 農産物種子	再掲欄（有料のみ） 貨幣封入	再掲欄（有料のみ） 年賀	再掲欄（有料のみ） 選挙	年度別
明治 4 年度	566	…	…	…	—	—	—	…	—	—	—	—	—	—	—	…	—	—	明治 4 年度
5 年度	2,511	…	…	…	…	…	…	…	—	—	…	…	…	…	—	…	—	—	5 年度
6 年度	10,551	…	…	…	…	…	…	…	—	…	…	…	…	…	—	…	—	—	6 年度
7 年度	19,937	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	7 年度
8 年度	30,163	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	8 年度
9 年度	38,322	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	9 年度
10 年度	47,192	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	10 年度
11 年度	55,945	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	11 年度
12 年度	68,945	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	12 年度
13 年度	83,294	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	13 年度
14 年度	96,915	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	14 年度
15 年度	109,198	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	15 年度
16 年度	111,999	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	16 年度
17 年度	114,773	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	17 年度
18 年度	115,403	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	18 年度
19 年度	121,792	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	…	—	—	19 年度
20 年度	143,264	140,245	133,098	7,147	3,019	…	…	52,459	—	60,008	18,782	1,760	—	67	—	22	—	—	20 年度
21 年度	164,595	161,335	153,717	7,618	3,260	…	…	56,275	—	73,108	22,321	1,924	—	74	—	16	—	—	21 年度
22 年度	192,766	189,686	181,539	8,147	3,080	…	…	60,627	—	88,723	29,964	2,101	—	112	…	11	—	—	22 年度
23 年度	224,127	221,502	211,832	9,670	2,625	…	…	64,962	—	99,292	44,773	2,561	—	194	43	5	—	—	23 年度
24 年度	249,199	246,209	235,136	11,074	2,990	…	…	67,702	—	112,782	51,283	3,069	—	253	45	1	—	—	24 年度
25 年度	277,806	274,554	261,625	12,929	3,251	…	…	72,122	—	133,260	50,830	5,087	—	267	58	1	—	—	25 年度
26 年度	320,896	317,355	301,533	15,822	3,541	…	…	80,604	—	158,147	56,968	5,392	—	344	77	0	—	—	26 年度
27 年度	392,518	388,469	371,303	17,166	4,050	…	…	94,454	—	190,691	80,415	5,257	—	404	81	0	—	—	27 年度
28 年度	446,385	441,705	423,467	18,238	4,679	…	…	109,401	—	228,502	78,962	5,918	—	553	131	0	—	—	28 年度
29 年度	503,360	498,136	479,530	18,605	5,224	4,558	666	122,352	—	262,861	86,802	6,617	—	727	171	0	—	—	29 年度
30 年度	550,916	544,683	526,572	18,111	6,233	5,430	803	142,863	—	287,063	88,264	7,335	—	804	244	0	—	—	30 年度
31 年度	605,347	598,227	581,184	17,043	7,120	6,137	983	160,392	—	327,261	90,871	7,618	—	899	279	0	—	—	31 年度
32 年度	621,486	613,358	594,420	18,938	8,128	6,968	1,160	152,123	—	330,859	109,028	8,017	—	1,041	320	0	…	—	32 年度
33 年度	739,526	730,021	708,590	21,431	9,506	8,016	1,490	175,723	—	395,250	133,391	9,634	747	1,410	450	0	…	—	33 年度
34 年度	806,827	795,826	771,593	24,233	11,001	8,816	2,185	190,951	—	436,673	139,116	9,065	2,159	1,765	681	—	…	—	34 年度
35 年度	889,542	877,894	848,133	29,761	11,648	9,251	2,397	208,563	—	483,986	148,770	9,870	3,311	2,045	838	—	…	—	35 年度
36 年度	905,077	892,531	859,613	32,918	12,545	9,671	2,874	212,102	—	488,809	151,053	10,084	4,241	2,077	919	—	…	—	36 年度
37 年度	1,075,165	1,060,997	1,014,667	46,330	14,168	10,385	3,783	258,085	—	562,880	183,021	11,137	6,376	2,437	1,116	—	…	—	37 年度
38 年度	1,234,847	1,218,363	1,167,535	50,827	16,485	12,011	4,474	302,860	—	656,840	197,575	12,245	7,409	2,654	1,442	—	…	—	38 年度
39 年度	1,212,858	1,194,894	1,139,505	55,389	17,964	13,241	4,723	282,954	—	661,870	172,184	14,686	8,209	2,984	1,858	—	…	—	39 年度
40 年度	1,357,447	1,339,020	1,278,860	60,160	18,428	13,763	4,665	305,484	4,228	776,904	166,815	22,934	10,880	3,415	1,963	—	…	—	40 年度
41 年度	1,438,615	1,419,371	1,355,083	64,288	19,245	14,580	4,665	316,934	8,185	826,099	166,902	32,614	12,728	3,767	2,434	—	…	—	41 年度
42 年度	1,460,199	1,440,292	1,393,945	46,347	19,907	14,836	5,071	309,829	11,083	854,241	176,265	36,237	14,168	4,034	2,924	—	…	—	42 年度
43 年度	1,508,526	1,488,107	1,441,383	46,724	20,419	14,991	5,428	313,084	15,367	885,929	178,167	40,665	16,089	4,178	2,904	—	…	—	43 年度
44 年度	1,630,223	1,608,053	1,555,580	52,472	22,170	15,980	6,190	328,303	20,932	956,684	192,586	46,084	19,751	4,628	2,594	—	…	—	44 年度

備　考　1.　本表の通常郵便は、外国あてを含む。また、普通には普通速達、年賀、選挙郵便物を含み、書留には書留速達を含む。

2.　再掲欄の明治30年度以前は書留扱いのものを含まないが、明治31年度以降は書留扱いにしたものも含む。

（続）年度別引受通常郵便物数（外国郵便を含む）

単位 1,000通

年度別	通常郵便引受総数（有無料計）	普通 計	普通 有料	普通 無料	書留 計	書留 有料	書留 無料	書状	無封書状	再掲欄（有料のみ） 葉書	新聞・雑誌	書籍類	業務用書類	商品見本ひな形	農産物種子	貨幣封入	年賀	選挙	年度別
大正元年度	1,630,395	1,607,203	1,552,351	54,852	23,192	16,635	6,557	338,777	32,139	913,465	204,607	50,926	20,559	5,553	2,961	—	…	—	大正元年度
2 年度	1,793,766	1,769,272	1,708,865	60,406	24,494	17,770	6,724	353,957	39,562	1,048,992	200,170	54,626	21,084	5,346	2,899	—	…	—	2 年度
3 年度	1,796,555	1,772,642	1,709,337	63,305	23,913	17,633	6,280	346,881	45,970	1,041,925	211,639	49,243	22,627	4,842	3,843	—	…	—	3 年度
4 年度	1,883,186	1,858,215	1,793,887	64,329	24,970	18,476	6,494	368,091	54,371	1,091,586	202,803	56,546	30,448	5,256	3,262	—	…	—	4 年度
5 年度	2,037,650	2,010,027	1,942,693	67,334	27,623	20,590	7,033	405,811	53,794	1,198,192	224,600	48,689	22,578	5,890	3,730	—	…	—	5 年度
6 年度	2,355,943	2,325,320	2,251,060	74,260	30,623	23,491	7,132	451,271	65,052	1,434,332	228,365	61,640	24,565	5,459	3,867	—	…	—	6 年度
7 年度	2,775,395	2,740,050	2,658,514	81,536	35,344	27,807	7,537	548,278	81,127	1,700,441	242,306	71,725	30,893	6,716	4,835	—	…	—	7 年度
8 年度	3,349,700	3,305,779	3,218,549	87,230	43,921	35,464	8,457	684,319	120,398	2,030,830	262,273	96,970	44,255	9,111	5,857	—	…	—	8 年度
9 年度	3,806,120	3,759,730	3,675,070	84,661	46,390	37,910	8,480	793,092	135,524	2,372,223	258,423	87,626	50,125	9,654	6,312	—	…	—	9 年度
10 年度	3,992,770	3,941,971	3,853,534	88,437	50,799	41,373	9,426	800,014	177,218	2,441,717	294,844	91,530	70,108	12,464	7,011	—	…	—	10 年度
11 年度	4,126,958	4,073,811	3,979,461	94,350	53,147	43,041	10,106	833,080	147,276	2,537,024	326,985	104,102	55,913	11,034	7,088	—	…	—	11 年度
12 年度	3,710,090	3,656,505	3,574,241	82,264	53,584	43,774	9,810	753,388	136,219	2,281,966	285,154	93,063	51,745	10,083	6,404	—	…	—	12 年度
13 年度	4,120,033	4,060,689	3,962,192	98,497	59,344	48,015	11,329	838,937	155,468	2,529,475	309,697	102,554	55,648	11,336	7,092	—	…	—	13 年度
14 年度	4,266,410	4,207,079	4,109,781	97,298	59,331	48,347	10,984	868,044	162,355	2,625,363	318,621	103,438	61,195	11,788	7,325	—	…	—	14 年度
昭和元年度	3,974,193	3,913,765	3,804,138	109,627	60,428	49,000	11,428	800,297	152,199	2,428,248	300,159	96,714	57,412	11,174	6,936	—	…	—	昭和元年度
2 年度	4,863,288	4,801,923	4,608,166	193,757	61,365	49,579	11,786	969,743	178,392	2,938,106	365,167	118,307	66,606	13,042	8,384	—	…	…	2 年度
3 年度	4,764,671	4,701,799	4,585,325	116,473	62,872	50,847	12,025	987,221	395,319	2,375,336	471,162	243,166	137,786	21,033	5,151	—	323,055	…	3 年度
4 年度	5,096,611	5,033,194	4,839,480	193,714	63,417	51,011	12,406	976,824	400,470	2,631,417	444,581	240,179	171,816	19,744	5,461	—	583,429	…	4 年度
5 年度	4,409,552	4,347,758	…	…	61,793	49,078	12,715	…	…	…	…	…	…	…	…	—	552,869	9,990	5 年度
6 年度	4,490,203	4,430,199	…	…	60,003	47,342	12,661	…	…	…	…	…	…	…	…	—	570,527	147,881	6 年度
7 年度	4,253,759	4,193,143	…	…	60,601	47,278	13,338	…	…	…	…	…	…	…	…	—	622,012	17,348	7 年度
8 年度	4,357,326	4,294,132	…	…	63,193	49,436	13,757	…	…	…	…	…	…	…	…	—	667,346	36,321	8 年度
9 年度	4,674,987	4,608,877	…	…	66,110	51,701	14,409	…	…	…	…	…	…	…	…	—	720,568	7,701	9 年度
10 年度	4,735,348	4,666,860	…	…	68,488	52,846	15,642	…	…	…	…	…	…	…	…	—	781,907	180,672	10 年度
11 年度	4,787,567	4,715,005	…	…	72,562	55,426	17,136	…	…	…	…	…	…	…	…	—	848,375	102,899	11 年度
12 年度	4,763,778	4,689,285	…	…	74,493	55,928	18,565	…	…	…	…	…	…	…	…	—	335,094	154,509	12 年度
13 年度	4,315,098	4,232,993	…	…	82,105	59,446	22,659	…	…	…	…	…	…	…	…	—	221,995	8,808	13 年度
14 年度	4,585,884	4,492,720	…	…	93,164	67,720	25,444	…	…	…	…	…	…	…	…	—	154,540	50,945	14 年度
15 年度	4,484,938	4,382,221	…	…	102,717	74,080	28,637	…	…	…	…	…	…	…	…	—	94,005	38,170	15 年度
16 年度	4,486,996	4,377,143	…	…	109,853	81,313	28,540	…	…	…	…	…	…	…	…	—	—	…	16 年度
17 年度	4,753,876	4,632,978	…	…	120,899	88,913	31,986	…	…	…	…	…	…	…	…	—	—	…	17 年度
18 年度	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	—	…	18 年度
19 年度	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	—	…	19 年度
20 年度	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	—	—	…	20 年度

年度別引受通常郵便物中、特殊取扱別郵便物数

単位 1,000通

年度別	普通速達	書留速達	引受時刻証明	配達証明	内容証明	代金引換	特別送達	普通航空	書留航空
明治33年	—	—	—	明治25～ …	—	明治29～32 0	—	—	—
34	—	—	—	…	—	1	—	—	—
35	—	—	—	…	—	1	—	—	—
36	—	—	—	158	—	1	—	—	—
37	—	—	—	157	—	1	—	—	—
38	—	—	—	191	—	2	—	—	—
39	—	—	—	270	—	2	—	—	—
40	—	—	—	279	—	2	—	—	—
41	—	—	1	313	—	2	—	—	—
42	—	—	1	322	—	3	…	—	—
43	…	…	2	311	…	3	…	—	—
44	…	…	2	353	79	3	703	—	—
大正元年	…	…	3	391	130	2	742	—	—
2	…	…	4	415	195	2	810	—	—
3	…	…	4	419	277	3	960	—	—
4	…	…	5	503	350	11	1,108	—	—
5	570		10	600	358	22	1,011	—	—
6	812		16	709	333	32	830	—	—
7	1,105		16	885	358	64	706	—	—
8	1,797		12	1,333	383	405	662	—	—
9	2,022		6	1,585	579	575	726	—	—
10	2,579		5	1,747	608	680	846	—	—
11	3,077		3	1,811	699	691	982	—	—
12	2,377		3	1,769	744	661	1,147	—	—
13	3,943		3	2,023	835	922	1,313	—	—
14	3,958		3	2,171	905	819	1,387	—	—
昭和元年	4,127		3	2,286	959	716	1,483	—	—
2	4,371		3	2,353	1,118	628	1,711	—	—
3	4,728		3	2,377	1,093	592	1,676	—	—
4	4,554		3	2,263	1,166	617	2,010	90	

(続) 年度別引受通常郵便物中、特殊取扱別郵便物数

単位 1,000通

年度別	普通速達	書留速達	引受時刻証明	配達証明	内容証明	代金引換	特別送達	普通航空	書留航空
昭和 5 年	4,312		4	2,334	1,427	534	2,440	94	
6	4,157		3	2,347	1,597	424	2,639	150	
7	4,245		5	2,512	1,546	398	2,589	235	
8	5,472		6	2,656	1,371	426	2,442	484	
9	6,673		8	2,722	1,297	464	2,268	1,107	
10	7,634		9	2,754	1,242	505	2,135	1,629	
11	9,350		11	2,947	1,171	500	2,043	2,506	
12	21,144		16	2,899	962	435	1,659	3,207	
13	42,285		21	2,636	786	485	1,377	5,817	
14	59,625		23	2,967	633	584	1,125	10,938	
15	73,554		22	2,818	539	497	1,013	15,497	
16	82,739		24	2,803	449	…	850	13,203	
17	86,187		19	3,362	343	…	662	254	
21	81,926	10,369	5	2,106	129	…	469	—	—
22	68,253	7,092	13	1,395	167	8	518	—	—
23	64,877	6,817	16	1,650	219	32	786	—	—
24	60,311	5,299	9	2,054	306	22	1,076	—	—
25	57,441	5,964	20	1,712	452	60	5,215	—	—
26	57,243	6,616	19	1,381	429	83	2,528	261	83
27	57,197	6,462	27	1,442	481	114	1,613	995	137
28	60,828	7,415	16	1,378	619	155	1,761	327	41
29	62,457	8,491	15	1,156	798	166	2,117	—	—
30	66,581	8,804	16	1,100	821	210	2,070	—	—
31	74,930	9,397	17	1,081	803	176	2,417	—	—
32	85,366	11,056	18	1,099	932	274	2,363	—	—
33	97,701	12,272	19	1,171	1,009	284	2,565	—	—
34	118,511	14,358	19	1,205	972	362	2,663	—	—
35	147,699	18,340	16	1,288	950	416	2,714	—	—
36	193,658	22,440	18	1,358	957	268	2,796	—	—
37	220,759	22,662	14	1,403	1,010	243	2,626	—	—

年度別引受小包郵便物数

単位　1,000個

年度別	総数	指数 昭.9=1,000	普通 有料	普通 無料	書留 有料	書留 無料	普通速達 (有料)
明治25年	41	1	…	…	…	…	—
26	735	11	…	…	…	…	—
27	1,207	19	…	…	…	…	—
28	1,687	26	…	…	…	…	—
29	2,738	42	…	…	…	…	—
30	4,108	63	…	…	…	…	—
31	4,917	76	…	…	…	…	—
32	5,844	90	…	…	…	…	—
33	7,646	117	…	…	…	…	—
34	9,273	142	…	…	…	…	—
35	10,299	158	…	…	…	…	—
36	10,285	158	…	…	…	…	—
37	11,865	182	…	…	…	…	—
38	13,696	210	…	…	…	…	—
39	14,929	229	…	…	…	…	—
40	17,677	272	8,590	1,126	7,397	564	—
41	19,172	295	10,165	1,269	7,154	585	—
42	20,193	310	11,350	1,387	6,807	648	—
43	22,120	340	13,041	1,397	7,018	664	—
44	23,078	355	14,409	556	7,413	700	…
大正元年	24,277	373	15,607	517	7,449	705	…
2	25,274	388	16,613	491	7,458	712	…
3	24,976	384	16,638	533	7,075	731	…
4	25,546	393	17,107	564	7,087	789	…
5	29,181	448	19,081	590	8,687	822	…
6	33,086	508	21,637	630	9,951	868	…
7	40,024	615	25,082	923	13,110	909	…
8	41,149	632	24,399	1,021	14,751	978	…
9	43,183	664	24,043	960	17,204	976	…
10	48,759	749	26,860	1,024	19,835	1,040	…
11	51,356	789	27,878	1,056	21,358	1,065	…
12	48,458	745	26,324	1,018	20,154	962	…
13	52,869	812	28,263	1,065	22,463	1,078	…
14	55,542	854	30,090	1,169	23,222	1,060	…

年度別引受小包郵便物数

単位　1,000個

年度別	総数	指数 昭.9=1,000	普通 有料	普通 無料	書留 有料	書留 無料	普通速達 (有料)
昭和元年	58,259	895	31,888	1,246	24,076	1,049	…
2	60,556	931	34.154	1,381	23,890	1,131	…
3	63,335	973	36,148	1,406	24,634	1,147	…
4	63,651	978	36,829	1,470	24,185	1,166	…
5	60,041	923	35,473	1,458	22,018	1,092	…
6	58,202	894	35,173	1,501	20,403	1,125	…
7	58,472	899	34,992	1,533	20,842	1,105	…
8	61,240	941	37,178	1,529	21,343	1,190	…
9	65,073	1,000	40,311	1,597	21,954	1,211	…
10	68,292	1,050	42,564	1,915	22,497	1,316	…
11	71,588	1,100	45,053	2,192	22,959	1,383	…
12	80,529	1,238	48,713	1,295	28,078	1,443	…
13	90,459	1,390	52,062	2,365	34,563	1,470	…
14	101,241	1,556	56,818	2,263	40,685	1,476	…
15	102,751	1,579	57,733	2,008	41,411	1,600	…
16	103,514	1,591	58,549	1,943	41,419	1,603	…
17	107,099	1,646	59,060	1,999	44,335	1,706	…
21	32,420	498	13,066	536	17,754	1,065	…
22	30,573	470	7,861	417	21,127	1,168	…
23	32,173	494	9,166	557	21,084	1,366	…
24	33,950	522	14,127	1,278	16,307	2,239	…
25	36,462	560	19,540	2,153	12,530	2,238	…
26	47,190	725	27,762	2,569	14,027	2,100	731
27	49,628	763	29,569	2,481	14,227	1,914	1,436
28	56,834	873	35,407	2,449	15,645	1,618	1,715
29	60,973	937	39,084	2,539	15,726	1,500	2,123
30	66,836	1,027	43,872	2,549	16,433	1,401	2,582
31	73,263	1,126	48,666	2,489	17,462	1,388	3,258
32	82,207	1,263	55,070	2,616	18,874	1,483	4,164
33	88,307	1,357	59,613	2,486	19,641	1,568	5,000
34	93,977	1,444	63,161	2,447	20,582	1,536	6,252
35	99,581	1,530	65,284	2,494	22,260	1,514	8,030
36	98,750	1,518	64,725	2,559	21,886	1,475	8,106
37	109,044	1,676	72,819	2,485	23,378	1,445	8,917

年度別引受小包郵便物中、特殊取扱別郵便物数

単位　1,000個

年度別	普通速達	書留速達	引受時刻証明	配達証明	代金引換	航空
明治25年	—	—	—	…	—	—
26	—	—	—	…	—	—
27	—	—	—	…	—	—
28	—	—	—	…	—	—
29	—	—	—	…	…	—
30	—	—	—	…	…	—
31	—	—	—	…	…	—
32	—	—	—	…	…	—
33	—	—	—	…	…	—
34	—	—	—	…	…	—
35	—	—	—	…	715	—
36	—	—	—	43	862	—
37	—	—	—	75	932	—
38	—	—	—	150	1,215	—
39	—	—	—	137	1,519	—
40	—	—	—	63	1,748	—
41	—	—	…	53	1,922	—
42	—	—	…	55	1,985	—
43	—	—	…	54	2,233	—
44	…	…	…	58	2,493	—
大正元年	…	…	…	57	2,609	—
2	…	…	…	60	2,695	—
3	…	…	…	49	2,643	—
4	…	…	…	64	2,538	—
5	52		…	96	2,808	—
6	62		…	111	3,769	—
7	79		…	124	4,935	—
8	85		…	140	5,777	—
9	95		…	181	6,200	—
10	122		…	163	7,147	—
11	143		…	162	7,791	—
12	94		…	147	5,990	—
13	111		…	205	6,530	—
14	126		…	242	6,990	—

年度別引受小包郵便物中、特殊取扱別郵便物数

単位　1,000個

年度別	普通速達	書留速達	引受時刻証明	配達証明	代金引換	航空
昭和元年	157		…	243	7,460	—
2	183		…	203	7,574	—
3	212		…	212	7,911	—
4	216		…	181	8,108	1
5	196		…	151	7,621	2
6	181		…	157	7,360	3
7	167		…	187	7,694	6
8	225		…	268	7,885	19
9	277		…	335	7,986	22
10	377		…	317	8,211	30
11	495		…	383	8,428	42
12	936		…	523	8,266	58
13	1,593		…	494	8,676	70
14	2,193		…	723	9,248	74
15	1,530		…	726	5,701	75
16	—	—	…	793	…	22
17	—	—	…	961	…	1
21	—	—	4.1	142	…	—
22	—	—	0.2	208	21	—
23	—	—	1.0	181	253	—
24	—	—	0.3	125	406	—
25	—	—	0.7	103	947	—
26	731	525	0.6	98	1,296	—
27	1,436	1,000	11.2	107	1,454	—
28	1,715	1,344	0.5	104	1,690	—
29	2,123	1,276	0.5	76	1,855	—
30	2,582	1,526	0.6	87	1,950	—
31	3,258	1,853	0.5	92	2,046	—
32	4,164	2,168	0.9	80	2,102	—
33	5,000	2,492	0.6	76	2,127	—
34	6,252	3,035	0.8	108	2,071	—
35	8,030	3,590	0.4	81	2,143	—
36	8,106	3,548	0.6	70	1,931	—
37	8,917	3,409	1.8	63	1,631	—

限	トル 類する ートル または ート ートル の ートル ートル 紙また 成し ンチ は許	を加 こえ	はな ボン がある
			、印 商品 ート 厚さ

57、58ページから続く

年度別引受通常郵便物数（外国郵便を除く）

年度別	合計	第一種		第二種				第三種		第四種		第五種	無料	書留		普通速達	年賀（別掲）	選（別
		有封書状	印刷書状	通常葉書 官製	通常葉書 私製	往復葉書	封緘葉書	低料扱	その他	書籍、印刷物、商品見本等	盲人用点字	農産物種子		有料	無料			
昭和21	2,580,155	896,389	74,916	795,425	179,443	4,750	1,368	223,366	75,191	61,054	247	1,287	103,600	62,376	18,816	81,926		—
22	2,399,627	770,166	60,447	752,012	124,413	12,510	2,386	316,890	49,965	53,482	282	1,811	124,457	47,556	14,998	68,253		—

年度別	合計	第一種	第二種						第三種		第四種			第五種		無料	書	
			通常葉書 官製	通常葉書 私製	往復葉書 官製	往復葉書 私製	返信片	小包葉書	低料扱	その他の新聞、雑誌等	通信教育	盲人用点字	農産種苗	市内特別郵便	その他		有料	無
昭和23	2,433,316	689,516	899,784						386,974		2,692			163,136		94,180	45,420	
24	2,960,402	636,551	1,133,715						432,017		5,005			260,961		121,006	41,580	
25	3,475,147	604,983	1,413,920						432,936		7,917			336,884		122,236	44,659	
26	3,862,711	619,202	1,516,456						462,524		8,211			438,952		129,565	53,572	
27	3,832,458	607,105	1,379,692						479,292		9,946			513,820		110,001	62,444	
28	4,212,891	660,986	1,404,303						536,751		12,148			674,641		112,844	73,401	
29	4,477,214	700,576	1,025,288	367,099	32,404	4,448	15,182	56	467,859	98,642	9,741	843	5,602	70,006	691,142	123,580	77,749	
30	4,760,263	744,842	1,054,633	389,451	34,066	6,120	16,499	47	486,037	109,282	9,702	1,002	4,074	81,212	761,454	131,297	80,842	
31	5,151,303	793,443	1,116,663	446,298	35,234	7,310	17,562	41	506,682	110,204	9,160	1,114	5,234	104,599	847,805	128,963	92,289	
32	5,491,761	841,303	1,081,969	472,451	37,720	8,349	19,460	34	557,576	126,595	9,188	1,154	5,375	139,937	983,177	133,143	95,933	
33	5,985,928	876,072	1,106,310	530,635	43,381	13,496	21,037	30	603,426	134,632	8,466	1,209	5,060	171,291	1,124,873	138,563	103,241	
34	6,435,588	911,488	1,103,771	592,582	44,155	14,762	22,191	30	641,292	147,639	7,429	1,299	5,721	191,021	1,288,287	149,083	114,968	
35	6,796,034	930,718	1,098,743	645,802	44,440	14,851	23,396	19	704,553	163,835	7,223	1,288	6,184	221,428	1,407,816	146,818	125,453	
36	7,306,893	1,232,267	1,121,000	728,192	50,811	21,796	22,978	12	742,889	186,714	7,436	1,361	6,391	221,942	1,342,322	154,540	138,033	
37	7,861,522	1,461,152	1,153,701	809,259	59,708	11,840	27,045	0	765,318	204,653	7,442	1,359	6,145	221,672	1,359,112	155,008	147,737	
38	8,362,800	1,598,980	2,177,152						788,278	221,231	15,660			231,659	1,454,493	158,947	159,282	
39	8,802,808	1,693,118	2,291,868						811,063	238,675	16,379			242,984	1,561,244	161,618	169,974	

注1. 26、27、28年度の普通速達には普通航空および普通速達航空を含み、書留には書留航空および書留速達航空を含む。
2. 38、39年度は予測物数である。

年度別引受通常郵便物数（外国郵便を除く）

単位 1,000通

第二種 常葉書 製	第二種 常葉書 私製	第二種 往復葉書	第二種 封緘葉書	第三種 低料扱	第三種 その他	第四種 書籍、印刷物、商品見本等	第四種 盲人用点字	第五種 農産物種子	無料	書留 有料	書留 無料	普通速達	年賀（別掲）	選挙（別掲）				
795,425	179,443	4,750	1,368	223,366	75,191	61,054	247	1,287	103,600	62,376	18,816	81,926	—	…				
752,012	124,413	12,510	2,386	316,890	49,965	53,482	282	1,811	124,457	47,556	14,998	68,253	—	…				

二種 常葉書 製	二種 常葉書 官製	二種 常葉書 私製	二種 往復葉書	二種 返信片	二種 小包葉書	第三種 低料扱	第三種 その他の新聞、雑誌等	第四種 通信教育	第四種 盲人用点字	第四種 農産種苗	第五種 市内特別郵便	第五種 その他	無料	書留 有料	書留 無料	普通速達 有料	普通速達 無料	年賀（別掲）	選挙（別掲）
899,784						386,974		2,692			163,136		94,180	45,420	16,924	62,102	2,775	69,811	…
1,133,715						432,017		5,005			260,961		121,006	41,580	21,970	56,666	3,645	247,284	…
1,413,920						432,936		7,917			336,884		122,236	44,659	26,231	54,364	3,077	427,940	…
1,516,456						462,524		8,211			438,952		129,565	53,572	22,387	54,595	2,648	535,652	18,949
1,379,692						479,292		9,946			513,820		110,001	62,444	20,030	54,950	2,247	576,217	16,714
1,404,303						536,751		12,148			674,641		112,844	73,401	20,818	59,107	1,721	634,309	21,861
367,099	32,404	4,448	15,182	56		467,859	98,642	9,741	843	5,602	70,006	691,142	123,580	77,749	18,416	60,803	1,654	694,212	11,911
389,451	34,066	6,120	16,499	47		486,037	109,282	9,702	1,002	4,074	81,212	761,454	131,297	80,842	18,738	65,024	1,557	741,398	22,988
446,298	35,234	7,310	17,562	41		506,682	110,204	9,160	1,114	5,234	104,599	847,805	128,963	92,289	19,368	73,178	1,752	817,424	16,983
472,451	37,720	8,349	19,460	34		557,576	126,595	9,188	1,154	5,375	139,937	983,177	133,143	95,933	19,577	83,626	1,740	872,224	1,229
530,635	43,381	13,496	21,037	30		603,426	134,632	8,466	1,209	5,060	171,291	1,124,873	138,563	103,241	19,665	95,941	1,760	967,760	19,080
592,582	44,155	14,762	22,191	30		641,292	147,639	7,429	1,299	5,721	191,021	1,288,287	149,083	114,968	20,957	116,657	1,854	1,015,942	44,461
645,802	44,440	14,851	23,396	19		704,553	163,835	7,223	1,288	6,184	221,428	1,407,816	146,818	125,453	20,880	145,475	2,224	1,069,211	15,676
728,192	50,811	21,796	22,978	12		742,889	186,714	7,436	1,361	6,391	221,942	1,342,322	154,540	138,033	21,673	191,014	2,647	1,110,206	2,674
809,259	59,708	11,840	27,045	0		765,318	204,653	7,442	1,359	6,145	221,672	1,359,112	155,008	147,737	22,444	217,933	2,826	1,206,177	20,991
	2,177,152					788,278	221,231		15,660		231,659	1,454,493	158,947	159,282	23,499	237,195	3,138	1,245,188	48,098
	2,291,868					811,063	238,675		16,379		242,984	1,561,244	161,618	169,974	24,279	260,892	3,440	1,302,298	24,976

通速達航空を含み、書留には書留航空および書留速達航空を含む。

各国郵便料金等比較表

1. 書　　状

国別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
日本	20グラムまでごとに	10円	円	容積 最大 長さ　45センチメートル 幅　30　〃 厚さ　15　〃 最小 円筒形またはこれに類する形状のもの 長さ　12センチメートル 直径もしくは短径またはこれに類する部分　3センチメートル 上記の形状以外のもの 長さ　12センチメートル 幅　7センチメートル なお最小制限に達しなくても、厚紙または耐力のある紙もしくは布で作成した長さ10センチメートル、幅4センチメートル以上の名札をつけたものは許される。 重量　6キログラム
イギリス	1オンスまで 1～2 2オンスをこえる2オンスまでごとに	2ペンス 4.5 1.5	12.60 18.90 6.30	容積 最大 長さ　2フイート 幅　18インチ 厚さ　18インチ 最小 長さ　4インチ 幅　2¾インチ 巻ものの場合は長さと直径の2倍を加えたものが3フイート3インチをこえないこと。 重量制限なし
アメリカ	書状　1オンスまでごとに 区分書状　〃	5セント 4セント	18.00 14.40	容積制限なし 重量　普通の書状については制限はないが、航空書状には最高70ポンド、最低16オンスの制限がある。
ドイツ	1.　規格書状 2.　書　状 250グラムまで 250～　500〃 500～1,000〃	20ペニヒ 40 70 90	17.20 34.40 60.20 77.40	規格通常郵便物 20グラムまでの通常郵便物（書状、印刷物、大量印刷物、書状印刷物、商品見本）で、長さ14～23.5センチメートル、幅9～12センチメートル、厚さ0.5センチメートルのもの

国別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
ドイツ	3. ベルリン地区における市内書状 20グラムまで 20～ 250〃 250～ 500〃 500～1,000〃	 10ペニヒ 20 30 40	 8.60 17.20 25.80 34.40	容積 長方形 最大：長さ、幅、厚さの計90センチメートル 最小：長さ 10.5センチメートル 幅 7.4センチメートル 巻物形 最大：長さ 80センチメートル 最小：長さ 10.5センチメートル 直径 2センチメートル 重量 1キログラム
フランス	20グラムまで 20～ 50 50～ 100 100～ 200 200～ 300 300～ 500 500～1,000 1,000～1,500 1,500～2,000	0.25フラン 0.45 0.65 0.85 1.10 1.50 2.00 2.50 3.00	18.15 32.67 47.19 61.71 79.86 108.90 145.20 181.50 217.80	容積 最大 三辺の計が90センチメートル 一辺の長さが60センチメートル 最小 長さ10センチメートル 幅と厚さの計7センチメートル 重量 2キログラム
スイス	250グラムまで	一般 10キロメートル以内 20サンチーム 10サンチーム	16.40 8.20	容積 不明
オーストリヤ	20グラムまで 20～ 250 250～ 500 500～1,000 1,000～2,000	（市外） （市内） 1.5シリング 1シリング 2.2 1.5 3.5 2.5 5 3.5 7 6	20.76 13.84 30.44 20.76 48.44 34.60 69.20 48.44 96.88 83.04	容積 長方形：長さ、幅、厚さの計1メートル 巻物形：長さ、直径の2倍の計最大1メートル、最小17センチメートル 重量 2キログラム
万国郵便条約による規定	20グラムまで 20グラムをこえる20グラムまでごとに	25サンチーム 15	29.40 17.64	容積 最大 長さ、幅および厚さの計90センチメートル。ただし、長さは60センチメートル以内 巻物については、長さと直径の2倍の計 100センチメートル。ただし、長さは80センチメートル以内 最小 長さ10センチメートル×幅7センチメートル 巻物については、長さと直径との2倍の計17センチメートル。ただし、長さは10センチメートル以上 なお最小限に達しなくても半周が16センチメートル以内、短辺が4センチメートル以内の方形の厚紙または耐力がある紙の名あて札を附することを条件として許される。 重量 2キログラム
外国郵便規則による規定	20グラムまで 20グラムをこえる20グラムまでごとに	40円 25		万国郵便条約による規定に同じ。

2. 郵便葉書

国別	種別	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
日本	通常 往復 小包	5円 10 6	円	官製 通常：縦14センチメートル 横9〃 小包：縦12.4センチメートル 横15.5センチメートルの紙を折りたたみ縦12.4センチメートル、横7センチメートルとしたもの 私製通常 長辺12センチメートル～15センチメートル 短辺7センチメートル～10.5センチメートル 重量 2グラム～4グラム
イギリス	通常 往復	2.5ペンス 5	10.50 21.00	最大 長さ 5⅞インチ 幅 4⅜インチ 最小 長さ 4インチ 幅 2¾インチ
アメリカ	通常 往復	4セント 8（各3セント返信部分の前納不要）	14.40 28.80	最大 長さ 3 9/16インチ 幅 5 9/16インチ 最小 長さ 2¾インチ 幅 4インチ
ドイツ	通常 往復 ベルリン地区における市内葉書	15ペニヒ 30 8	14.90 25.80 6.88	容積 最大 14.8×10.5センチメートル 最小 10.5×7.4 センチメートル ただし、2ミリメートルまでの規格超過はさしつかえない。 重量 8グラム
フランス	通常 往復 絵はがき（日付、署名、住所、5字以内の通信文の場合に限る）	0.20フラン 0.40 0.15	14.52 29.04 10.89	最大 15×10.5センチメートル 最小 10×7センチメートル 紙質は充分抵抗にたえうる薄いカルトン紙
スイス	通常 往復	10サンチーム 20（返信料金未納のもの10サンチーム）	8.20 16.40	
オーストリア	通常 往復	（市外） （市内） 1シリング 0.70シリング 2 1.40	13.84 9.69 27.68 19.38	
万国郵便条約による規定	通常 往復	15サンチーム 30	17.64 35.28	容積（通常葉書ならびに往復葉書の往信部ならびに返信部） 最大 長さ 15センチメートル 幅 10.5センチメートル 最小 書状に同じ。
外国郵便規則による規定	通常 往復	25円 50		官製葉書 縦9センチメートル 横14センチメートル 私製葉書 万国郵便条約による規定に同じ。

3. 新聞その他の定期刊行物（いずれも認可、承認、登録されたものに限る）

国別	種別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
				円	
日本	1. 毎月3回以上発行する新聞紙・官報・公報で発行人または売ささき人から差し出されるその1日分または1部を内容とするもの	100グラムまでごとに	2円		容積書状に同じ 重量1キログラム
	2. 上記以外のもの	100グラムまでごとに	6		
イギリス	新聞	6オンスまで一部につき	3ペンス	12.60	容積書状に同じ 重量2ポンド
		6オンスをこえる6オンスまでごとに	1.5	6.30	
アメリカ	新聞その他の定期刊行物				容積および重量制限なし
	1. 発行所のある郡内で送受される場合				
	週一回以上発行の新聞	1通	1セント	3.60	
	週一回に満たない発行の定期刊行物	2オンスまで 1通 2オンスをこす1通	1 2	3.60 7.20	
			現在　1965年1月1日から		
	上記以外のもの	1ポンドまでごと 1通の最低料金	1セント　1¼セント ⅛　⅛	3.60　4.50 0.45　0.45	
	2. 郡外に送受される場合				
			現在　1965年1月1日から		
	宗教・教育等利益を目的としない団体の発行するもので郵政省認可のもの	1ポンドまでごと 1通の最低料金	1.7セント　1.8セント ⅛　⅛	6.12　6.48 0.45　0.45	
	宗教・教育・科学出版物で教材とするもの		正規に計算された料金の60%		
	上記以外のもの				
			現在　1965年1月1日から		
	a　非広告部分	1ポンドまでごと	2.7セント　2.8セント	9.72　10.08	
	広告部分				
	第1、第2地帯		3.8セント　4.2	13.68　15.12	
	第3地帯		4.8　5.2	17.28　18.72	
	第4地帯		6.8　7.2	24.48　25.92	
	第5地帯		8.8　9.2	31.68　33.12	
	第6地帯		10.8　11.2	38.88　40.32	
	第7地帯		12.0　12.0	43.20　43.20	
	第8地帯		14.0　14.0	50.40　50.40	
	b　1通の最低料金		0.8　1.0	2.88　3.60	
	広告部分が5%をこえるもの		0.65　0.75	2.34　2.70	
	郡外郵送が1回発行につき5,000部をこえる場合		0.5　0.5	1.80　1.80	
	（a、bいづれか高額のほうを適用する）				

国別	種別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
				円	
ドイツ	1. 大量新聞郵便物	1キログラムまでごとに	10ペニヒ	8.60	容積制限なし 重量20キログラム
	（発行人から販売人または販売所あてに送られる大量の新聞雑誌で、駅で交付されるかまたは希望によつて配達される）				
	2. 帯封新聞郵便物	50グラムまで	10ペニヒ	8.60	容積書状に同じ 重量1キログラム
	（軽減料金印刷物）	50～100	15	12.90	
		100～250	20	17.20	
	（発行人および新聞販売店から私的購読者または販売人に送られる）	250～500	25	21.50	
		500～1,000	50	43.00	
フランス			一般区域　特別区域 フラン　フラン	一般区域　特別区域	
	1. 大区分済みまたは駅渡しの新聞	60グラムまで	0.005　0.0025	0.36　0.18	容積書状に同じ 重量3キログラム
		60～100	0.01　0.005	0.72　0.36	
		100～150	0.0125　0.0065	0.91　0.47	
		150～200	0.015　0.0075	1.09　0.54	
		200グラムをこえる100グラムまでごとに	0.005　0.0025	0.36　0.18	
			フラン　フラン		
	2. 料金前納または料金計器で料金を支払つた大区分していない新聞	60グラムまで	0.03　0.015	2.18　1.09	
		60～100	0.04　0.02	2.88　1.44	
		100～150	0.06　0.03	4.36　2.18	
		150～200	0.08　0.04	5.76　2.88	
		200グラムをこえる100グラムまでごとに	0.04　0.02	2.88　1.44	
	3. その他の新聞	100グラムごとに	0.05フラン	3.6	
	4. 発行者またはその代理人により受託者または販売人あてに一括して発送される大区分されたまたは駅渡しの新聞および定期刊行物		1の料金の半額		
オーストリア	発行所および出版所が発送する新聞および定期刊行物	1部につき30グラムまで	0.09シリング	1.25	
		30グラムをこえる1キログラムまでごとに	2.7	37.37	
	附録	1部につき	0.1	1.38	
万国郵便条約による規定	新聞や定期刊行物という種別は設けていないが、各郵政庁は、自国内で発行される新聞紙および定期刊行物について、印刷物の一般料金の50/100の引き下げを許す権能を有する。				
外国郵便規則	新聞や定期刊行物という種別を設けていない。				

4. 盲人用のもの、農産物種苗、通信教育のためのもの

国別	種別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
				円	
日本	盲人用のもの				重量3キログラム
	1. 盲人用点字のみを掲げたもの		無料		容積書状に同じ
	2. 盲人用の録音物または点字用紙で郵政大臣の指定した施設において発受するもの		〃		容積書状に同じ
	農産物種苗	100グラムまでごとに	2円		1キログラム
	通信育のためのもの（監督庁の認可・認定を受け通信教育を行う学校等と受講者との間に発受するものに限る。）	〃	4		〃
イギリス	盲人用物品	2ポンドまで	0.5ペンス	2.10	容積　小包に同じ
		2～5	1	4.20	重量15ポンド
		5～8	1.5	6.30	
		8～11	2	8.40	
		11～15	2.5	10.50	
アメリカ	盲人用点字印刷物、録音物		書籍、印刷物に同じ		書籍、印刷物に同じ
	農産物種苗		〃		〃
ドイツ	点字郵便物	7キログラムまで	4ペニヒ	3.44	重量7キログラム
フランス	盲人用点字印刷物	3キログラム	無料		重量3キログラム
スイス	盲人用印刷物	7キログラム	無料		重量7キログラム
オーストリア	盲人用印刷物	2キログラム	無料		
万国郵便条約施行規則による規定	盲人用点字印刷物 点字の記号を有する原板 盲人専用の録音物および特別の紙であつて公認の盲人協会から差し出すものまたはこれにあてるもの		無料 ただし自国の内国制度において盲人用点字印刷物の郵便料金の免除を認めない国は自国の内国業務の料金を超えない料金を徴収してもよい。		容積　書状に同じ 重量7キログラム
外国郵便規則による規定	盲人用点字印刷物	1キログラムまでごとに	1円		万国郵便条約の規定に同じ

5. 書籍、印刷物、その他の通常郵便物

国別	種別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
				円	
日本	書籍、印刷物、業務用書類、商品見本	50グラムまでごとに	10円		容積　書状に同じ 重量　1キログラム
	（市内特別）	（　〃　）	8		容積 最大　長さ27センチメートル　幅　20センチメートル 最小　書状に同じ 重量　100グラム
イギリス	1. 印刷物	2オンスまで	2.5ペンス	10.50	容積　書状に同じ
		2～4	4	16.80	重量　2ポンド
		4オンスをこえる2オンスまでごとに	1	4.20	
	2. 商品見本	2オンスまで	2.5	10.50	容積　書状に同じ
		4　〃	4	16.80	重量　8オンス
		6　〃	5	21.00	
		8　〃	6	25.20	
アメリカ			現在　1965年1月1日 セント　セント		
	1. 制限付回状	1ポンドまでごと	13　13⅓	46.80　48.60	重量 最大　16オンス 容積 最小 幅、厚さ　3インチ 長さ　4¼インチ 最大　なし 幅あるいは厚さと長さの比 1:√2　以上
		1通の最低料金	1　1	3.60　3.60	
	2. 鍵および標識類	2オンスまでごと	6　6	21.60　21.60	
	3. 書籍、カタログ	1ポンドまでごと	12　12	43.20　43.20	
		1通の最低料金	2¾　2⅞	9.90　10.35	
	4. 認可を受けた機関の書籍カタログ	1ポンドまでごと	6　6	21.60　21.60	
		1通の最低料金	1¼　1¼	4.50　4.50	
	5. 上記1、2、3、4以外のもの	2オンスまで	4　4	14.40　14.40	
		2オンスをこえる1オンスまでごと	2　2	7.20　7.20	
	6. 5に該当する大口差出しのもの（重量50ポンド、200通以上）	1ポンドまでごと	18　18	64.80　64.80	
		1通の最低料金	2¾　2⅞	9.90　10.35	
	7. 6に該当し、認可を受けた機関のもの	1ポンドまでごと	9　9	32.40　32.40	
		1通の最低料金	1¼　1¼	4.50　4.50	
	8. 16オンス以上のカタログ等広告印刷物				容積 長さと周辺の合計　100インチ 重量 最低16オンス 最高10ポンド
	9. 16オンス以上の教育用物件	1ポンドまで	10セント	36.00	容積 長さと周辺の合計　100インチ 重量 最低　16オンス 最高　70ポンド
		1ポンドをこえる1ポンドまでごと	5	18.00	
	10. 16オンス以上の図書館用書籍、録音物等	1ポンドまで	4	14.40	
		1ポンドをこえる1ポンドまでごと	1	3.60	

重量＼地帯	区内	地帯 1および2	3	4	5	6	7	8
1.5ポンド～10.0ポンド	14セント（50円40）～28（100円80）	16（57.60）	18（64.80）	20（72.00）	22（79.20）	24（86.40）	26（93.60）	28（100.80）～108（388.80）

国別	種別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
				円	
ドイツ	1. (1) 規格印刷物		10 ペニヒ	8.60	規格郵便物については規格書状に同じ
	(2) 印刷物	50グラムまで	15	12.90	
		50～100	20	17.20	その他のものの容積は、カード形の印刷物を除いて書状に同じ
		100～250	25	21.50	
		250～500	50	43.00	
	2. (1) 規格大量印刷物		7	6.02	
	(2) 大量印刷物	50グラムまで	10	8.60	
		50～100	15	12.90	
		100～250	20	17.20	
		250～500	40	34.40	
	3. (1) 規格書状印刷物		15	12.90	
	(2) 書状印刷物	250グラムまで	30	25.80	
		250～500	60	51.60	
	4. 軽減料金印刷物	50グラムまで	10	8.60	
		50～100	15	12.90	
		100～250	20	17.20	
		250～500	25	21.50	
		500～1,000	50	43.00	
	5. 集合名あて印刷物	20グラムまで	7	6.02	
		20～ 50	10	8.60	
		50～100	15	12.90	
	6. (1) 規格商品見本		10	8.60	
	(2) 商品見本	50グラムまで	15	12.90	
		50～100	20	17.20	
		100～250	25	21.50	
		250～500	50	43.00	
	7. 小型包装物		80	68.80	
フランス	1. 印刷物および商品見本				
	(1) 個々に差し出される場合	50グラムまで	0.10 フラン	6.26	重量 200グラム
		50～100	0.25	18.15	
		100～200	0.45	32.67	
	(2) 大口差出しの場合	50グラムまで	0.08	5.80	
		50～100	0.20	14.52	
		100～200	0.40	29.04	
	2. 名刺				
	(1) 印刷物に許された印刷または筆記の表示のみを持つもの	1部につき	0.10	7.26	重量 20グラム
	(2) 筆書による5字以内の通信文を持つもの	1部につき	0.15	10.89	
	(3) それ以外の記述のあるもの	書状に同じ	書状に同じ		
	3. 包装物				
	(1) 一般	300グラムまで	0.60	43.56	重量 3キログラム
		300～500	1.00	72.60	
		500～1,000	1.50	108.90	容積 書状に同じ
		1,000～1,500	2.00	145.20	
		1,500～2,000	2.50	181.50	
		2,000～2,500	3.00	217.80	
		2,500～3,000	3.50	254.10	
	(2) 大口差出し				
	ア 印刷物および商品見本に定める条件のもとに大量に差し出された第1重量段階のもの	300グラムまで	0.55	39.93	

国別	種別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
				円	
	イ 量重300グラムをこえ、料金計器で前納され、最低1,000部以上同時に差し出し、かつ、集中局および大都市ごとに区分されて各別に郵袋に納入し、さらに郵便局が差出場所、日時について同意したとき	300～500	0.90 フラン	65.34	
		500～1,000	1.35	98.01	
		1,000～1,500	1.80	130.68	
		1,500～2,000	2.25	163.35	
		2,000～2,500	2.70	196.02	
		2,500～3,000	3.15	228.69	
	4. 選挙用印刷物	100グラムまでごとに	0.01	0.73	重量 3キログラム
	5. 録音郵便物	200グラムまでごとに	0.10	7.26	重量 3キログラム
スイス	1. 印刷物				
	(1) 普通印刷物（あて名のあるもの）	50グラムまで	5 サンチーム	4.10	容積 最小 10×7センチメートル
		50～250	10	8.20	
		250～500	15	12.30	
		500～1,000	25	20.50	
	(2) あて名のないもの	50グラムまで1部ごとに	3	2.46	容積 最大 18×25センチメートル
		50～100 1部ごとに	5	4.10	容積 最大 21×29.7センチメートル
	(3) 試送郵便物	50グラムまで	8	6.56	容積 不明
		50～250	15	12.30	
		250～500	20	16.40	
		500～1,000	30	24.60	
	(4) 公共図書館からの貸出し図書および定期刊行物	500グラムまで	(3)と同じ		
		500～2,500	30	24.60	
		2,500～4,000	50	41.00	
	2. 商品見本				
	(1) 名あてのあるもの	250グラムまで	10	8.20	容積 最大 18×25×1センチメートル
		250～500	20	16.40	
	(2) 名あてのないもの	50グラムまで	5	4.10	
オーストリア	1. 印刷物	20グラムまで	0.30 シリング	4.15	容積 書状に同じ
		20～50	0.40	5.54	
		50～250	0.80	11.08	
		250～500	1.40	19.38	
		500～1,000	3.00	41.52	
		1,000～2,000	5.50	76.12	
	2. 業務用書類	50グラムまで	1.00	13.84	
		50～250	1.50	20.76	
		250～500	2.50	34.60	
		500～1,000	3.50	48.44	
		1,000～2,000	6.00	83.04	
	3. 商品見本	50グラムまで	1.00	13.84	
		50～250	1.50	20.76	
		250～500	2.50	34.60	

国別	種別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
	4. 大量差出しの場合				
	(1) 印刷物	一通あたりの料金（単位シリング（　）は円）			

通数＼重量（グラム）	20	50	250	350
300	0.28 (3.88)	0.37 (5.12)	0.75 (10.38)	1.00 (15.22)
1,000	0.26 (3.60)	0.34 (4.71)	0.70 (9.69)	1.00 (13.84)
5,000	0.24 (3.32)	0.31 (4.29)	0.65 (9.00)	0.90 (12.46)
10,000	0.22 (3.04)	0.28 (3.88)	0.60 (8.30)	0.80 (11.07)
100,000	0.20 (2.77)	0.25 (3.46)	0.55 (7.61)	0.70 (9.69)

(2) 商品見本　一通あたりの料金（単位シリング（　）は円）

通数＼重量(グラム)	50	100	150
300	0.55 (7.61)	0.80 (11.07)	0.90 (12.46)
1,000	0.50 (6.92)	0.70 (9.69)	0.80 (11.07)
5,000	0.45 (6.23)	0.60 (8.30)	0.70 (9.69)
10,000	0.40 (5.54)	0.50 (6.92)	0.60 (8.30)
100,000	0.35 (4.84)	0.40 (5.54)	0.50 (6.92)

国別	種別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量制限
万国郵便条約による規定	1. 業務用書類	200グラムまで 200グラムをこえる50グラムごとに	25 サンチーム 10	29.40 11.76	重量 2キログラム
	2. 印刷物	50グラムまで 50グラムをこえる50グラムごとに	10 5	11.76 5.88	重量 3キログラム 書籍については5キログラム、関係郵政庁間の合意により10キログラムに引き上げられる
	3. 商品見本	200グラムまで 200グラムをこえる50グラムごとに	25 10	29.40 11.76	重量 500グラム
	4. 小型包装物	250グラムまで 250グラムをこえる50グラムごとに	50 10	58.80 11.76	重量 1キログラム
					容積　書状に同じ
外国郵便規則による規定	1. 業務用書類	300グラムまで 200グラムをこえる50グラムごとに	40 円 10		万国郵便条約による規定に同じ
	2. 印刷物	50グラムまで 50グラムをこえる50グラムごとに	15 10		
	3. 商品見本	50グラムまで 50グラムをこえる50グラムごとに	15 10		
	4. 小型包装物	250グラムまで 250グラムをこえる50グラムごとに	80 15		

6. 小　　包

国別	種別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量の制限
日本	小包			円	容積 長さ 110センチメートル 長さ、幅および厚さの合計2メートル 重量6キログラム
	第一地帯				
	市内	2キログラムまで	50円		
		2キログラム～2キログラムまでごとに	20		
	その他	2キログラムまで	90		
		2キログラム～2キログラムまでごとに	30		
	第二地帯	2キログラムまで	120		
		2キログラム～2キログラムまでごとに	40		
	第三地帯	2キログラムまで	170		
		2キログラム～2キログラムまでごとに	60		
イギリス	小包				容積 長さ3フィート6インチ 長さと横囲りの合計6フィート 重量22ポンド
		2ポンドまで	2シリング	100.80	
		2ポンド～6ポンドまで1ポンドごとに	3ペンス	12.60	
		6ポンド～15ポンドまで2ポンドごとに	6ペンス	25.20	
		15～18ポンドまで	5シリング9ペンス	289.80	
		18～22ポンドまで	6シリング6ペンス	327.60	

アメリカ　小包

重量＼地帯	区内	1および2	3	4	5	6	7	8
2ポンド	ドル 0.24 円 (86.40)	0.33 (118.80)	0.35 (126.00)	0.39 (140.40)	0.45 (162.00)	0.51 (183.60)	0.58 (208.80)	0.64 (230.40)
3ポンド～70ポンド	0.26 (93.60) ～ 1.60 (576.00)	0.38 (136.80) ～ 3.13 (1,126.80)	0.41 (147.60) ～ 3.88 (1,396.80)	0.47 (169.20) ～ 4.98 (1,792.80)	0.55 (198.00) ～ 6.55 (2,358.00)	0.64 (230.40) ～ 8.35 (3,006.00)	0.74 (266.40) ～ 10.31 (3,711.60)	0.83 (298.80) ～ 12.26 (4,413.60)

容積
長さと周辺の合計100インチ
重量最低16オンス　最高70ポンド
ただし、いずれも差出局または名あて局の等級地帯別等により差異がある。

ドイツ

	重量＼地帯	1	2	3	4	5	
1. 小包	5キログラムまで	マルク ペニヒ 1.00 円 (86.00)	マルク ペニヒ 1.10 円 (94.60)	マルク ペニヒ 1.40 円 (120.40)	マルク ペニヒ 1.50 円 (129.00)		重量20キログラム
	～19～20 〃	～ 5.60 (481.60)	～ 7.40 (636.40)	～ 11.10 (954.60)	～ 14.40 (1,238.40)		
2. 軽量小包	5キログラムまで	0.90 円 (77.40)	1.00 円 (86.00)	1.20 円 (103.20)	1.30 円 (111.80)		重量7キログラム
	～6～7 〃	～ 1.40 (120.40)	～ 1.80 (154.80)	～ 2.40 (206.40)	～ 2.70 (232.20)		

国別	種別	単位	料金	邦貨換算額	容積および重量の制限
				円	
スイス	1.無記録小包	250 グラムをこえ1キログラムまで	40 サンチーム	32.80	不明
		1キログラム～2.5キログラムまで	60	49.20	
		2.5～5 〃	90	73.80	
	2.記録小包 (( ) 内は大形小包)	250 グラムまで	40(50)サンチーム	32.80 (41.00)	
		250 ～1キログラムまで	60(75)	49.20 (61.50)	
		1～2.5 〃	90(110)	73.80 (90.20)	
		2.5～5 〃	130(160)	106.60 (131.20)	
		5～7.5 〃	170(205)	139.40 (168.10)	
		7.5～10 〃	220(265)	180.40 (217.30)	
		10～15 〃	280(340)	229.60 (278.80)	
		15～50 〃	距離により問い合わせる		

国別	種別	地帯 / 重量	1	2	容積および重量の制限
オーストリア	1.小包	1キログラムまで	4シリング (55.36)円	6シリング (83.04)	重量25キログラム
		1キログラムをこえ1キログラムごとに	1 (13.84)	1 (13.84)	
	2.大形小包	〃	上記の50パーセント増し		

国別	種別	重量制限	容積制限
万国郵便条約、小包約定、外国郵便規則による規定	連合小包	10キログラム	一面の大きさ……1.25メートル 容積 重量5キログラムまでのもの……60立方デシメートル 容積 重量10キログラムまでのもの……80立方デシメートル 航空小包については、長さ1メートル、幅および厚さ50センチメートル、長さと横周りの計3メートル 最小限は書状に同じ
	カナダ小包	10キログラム	長さ……1.05メートル 長さと横周りの計……1.8 メートル
	米国小包	10キログラム	長さ……1.25メートル 容積……80立方デシメートル
	オーストラリア連邦小包	10キログラム	長さ……1.05メートル 長さと横周りの計……1.8 メートル
	ニユージーランド小包	10キログラム	長さ……1.05メートル 長さと横周りの計……1.8 メートル
	フイリツピン共和国小包	10キログラム	長さ……1.25メートル 容積……80立方デシメートル
	南アフリカ共和国小包	10キログラム	長さ……1.05メートル 長さと横周りの計……1.8 メートル

注1. 諸外国の料金等については、下記資料を参照した。
諸外国郵便料金関係資料集（昭和36年1月　大臣官房調査課発行）
イギリス　Post office guide (1963.7)
アメリカ　Postal manual から抜粋した Domestic postage rates and fees (1963.1)
ドイツ　ドイツ郵政公報第13号 (1963.1.26)
フランス　guide office des PTT (1963 No. 2)
スイス　料金表 (1964)
オーストリア　Post-und fernmeldegebührenweiser (1960)

2. 1オンス＝28.35グラム　　1ポンド＝453.59グラム

1インチ＝25.4センチメートル　　1フイート＝30.479センチメートル

3. 各国通貨の名称と円換算表（39.2.1 現在）

国名	通貨単位	邦貨換算
		円
アメリカ	Dollar($)＝100cents	360.00
イギリス	Pound(L)＝20Shillings＝240Pence	1,008.00
ドイツ(西独)	Deutsche Mark(D. M)＝100Pfennige	85.73
フランス	Franc(Frs)＝100Centimes	72.60
スイス	Franc(S. Frs)＝100Centims	82.32
オーストリア、	Schilling(S)＝100Groscher	13.84
万国郵便条約	金フラン＝100サンチーム	117.60

参考　邦貨換算は、国際通貨基金において定めた各国通貨の金フランによる換算額に基づいて計算した。

エト 4M-77

693.1
Y99Ty3

エト

693.1
Y995y3
00640250
複写